本巣市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年３月

本　　巣　　市

はじめに

少子高齢化社会の到来にともない、わが国では人口減少が急速に進行しており、少子化対策は国全体の重要な課題となっております。

こうした背景から、平成 24 年 8 月には子ども・子育て支援法をはじめとする子育て関連３法が成立し、教育・保育についての支援及び地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を実施するため、市町村が地域のニーズに基づいた事業計画を策定することが義務づけられ、消費税率引き上げ分を財源に充てるなど社会全体で子育てを支援する新制度が始まろうとしています。

本市の子育て支援については、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「次世代育成支援地域行動計画」及び平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「次世代育成支援後期行動計画」を策定し、行政、事業主、地域社会等が一体となり、子どもが健やかに育ち、保護者が子どもを安心して育てることができるまちづくりを推進してまいりました。

そして、これまでの成果や方針をしっかりと継承しつつ、新たな子育て支援新制度をふまえ「子どもの未来 みんなで育む もとすプラン」を基本理念とする「本巣市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は、この計画に盛り込まれた施策に基づき、市民の皆様や関係者の皆様のご協力を得ながら、より一層、子育て支援を推進してまいります。

最後に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」にご協力をいただいた保護者の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「本巣市子ども・子育て会議」の委員の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

本巣市長　藤　原　勉

目　次

第１章　計画の基本的な考え方 1
　１　計画策定の趣旨と背景 1
　２　計画の法的根拠と位置づけ 2
　３　計画の期間 2

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 3
　１　統計による本巣市の状況 3
　２　子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要 8
　３　本巣市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価 17

第３章　計画の基本的な考え方 18
　１　計画の基本理念 18

第４章　子ども・子育て支援事業計画（必須記載項目） 19
　１　教育・保育提供区域の設定 19
　２　教育・保育の量の見込み 19
　３　地域子ども・子育て支援事業 23
　４　教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 28

第５章　子ども・子育て基本施策　（任意記載項目） 29
　１　地域における子育て支援 30
　２　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境 38
　３　子育てを支援する生活環境 41
　４　職業生活と家庭生活との両立 43
　５　子どもの安全の確保 46
　６　要保護児童への対応などきめ細かな取り組み 48

第６章　推進体制 55
　１　市民及び関係団体等との連携による推進 55
　２　計画の進行管理 55

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率　（１人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられます。その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出にともなう低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国の少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められています。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充､家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市は、平成 22 年度に「本巣市次世代育成支援行動計画（後期計画)」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、本市においても少子化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「本巣市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「本巣市総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行い、次期計画を策定します。

（年度）

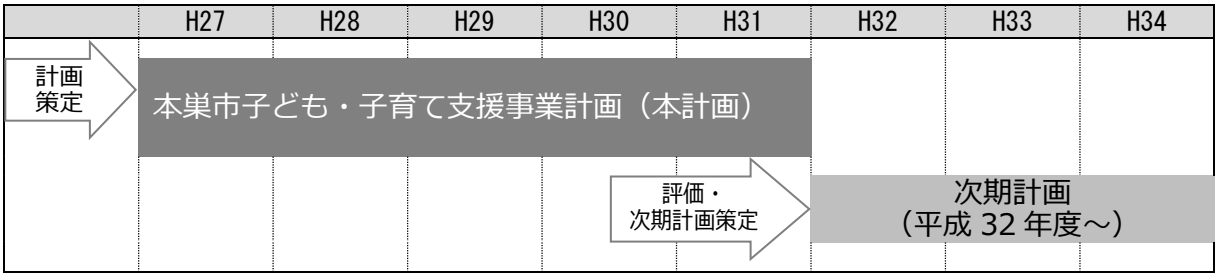

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計による本巣市の状況

(1)人口･世帯

①人口及び年齢３区分別人口の推移

総人口の推移について、平成２年以降年々増加する傾向にあります。年齢３区分別では、０～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は徐々に減少する傾向にありましたが、平成 22 年では増加に転じています。

一方、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、人口増加分の大部分が高齢者人口の増加によるものです。

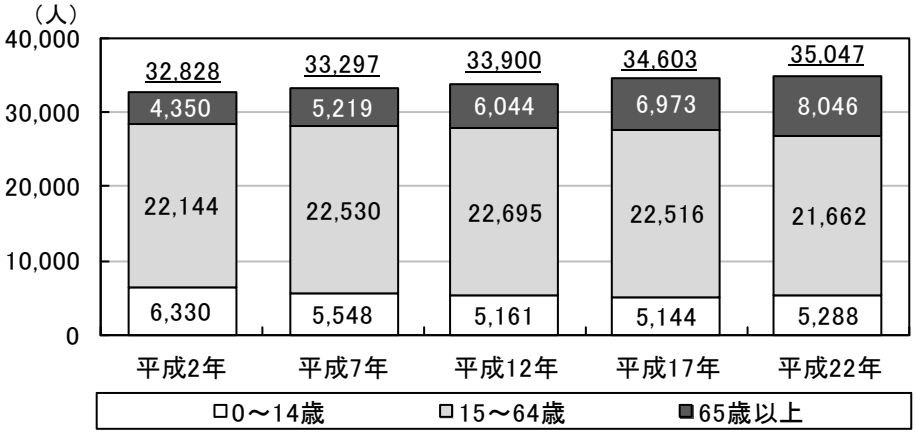

資料:国勢調査

②年齢３区分別人口割合の推移

年齢３区分別人口の割合について、０～14 歳の年少人口は、20 年間で 4.2 ポイント減少しています。

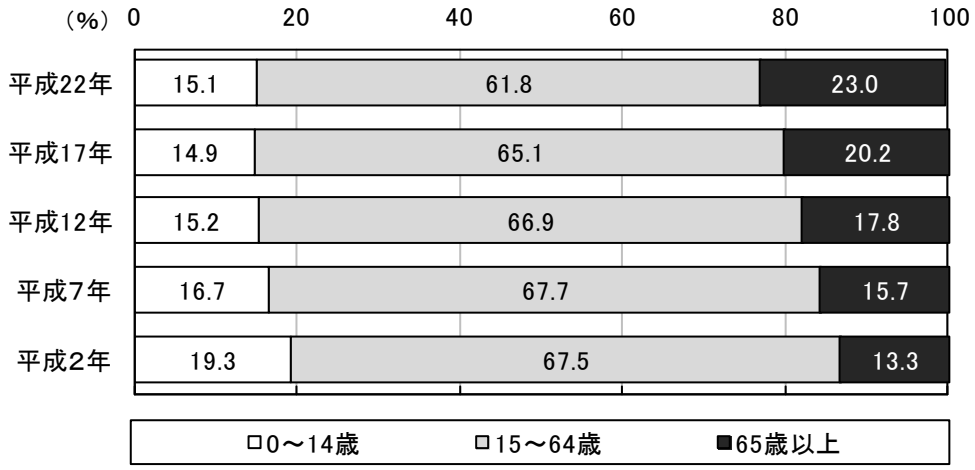

資料:国勢調査

③世帯数の世帯当たり人数の推移

世帯数の推移について、平成２年以降の 20 年間で 2,116 世帯増加、世帯当たりの人数は 0.49 人減少して 3.14 人となっています。

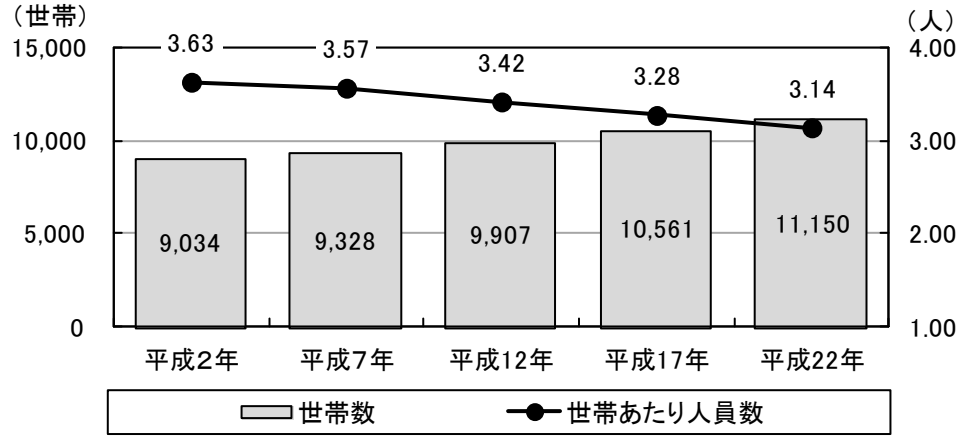

資料：国勢調査

(2)出生数、出生率、出産する母親の年齢

①出生数及び出生率の推移

平成 17 年から平成 25 年までの出生数の推移について、徐々に減少傾向にあります。人口１千人当たりの出生率でみると、８人前後で推移しています。

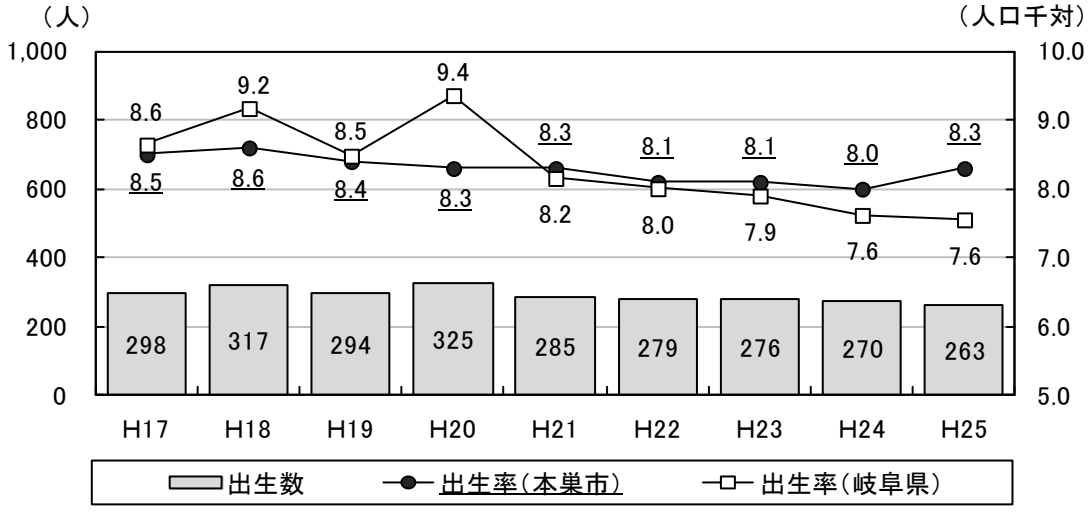

資料：岐阜県衛生年報
人口動態統計
国勢調査

②年齢階級別合計特殊出生率（対千人）

年齢階層別の合計特殊出生率を全国、岐阜県と比較すると、大差はないものの 30～34 歳における本市の出生率は 108.2 人と若干高くなっています。

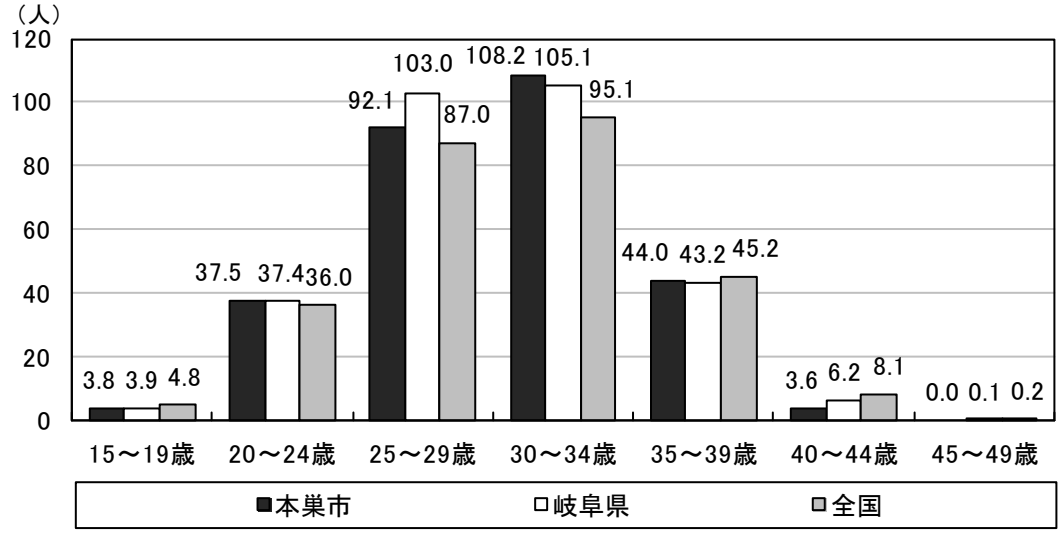

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

③出産する母親の年齢

子どもを出産する女性の年齢は、本市では平成 20 年以降、30～34 歳層が最も多く、35～39 歳も徐々に増加しています。

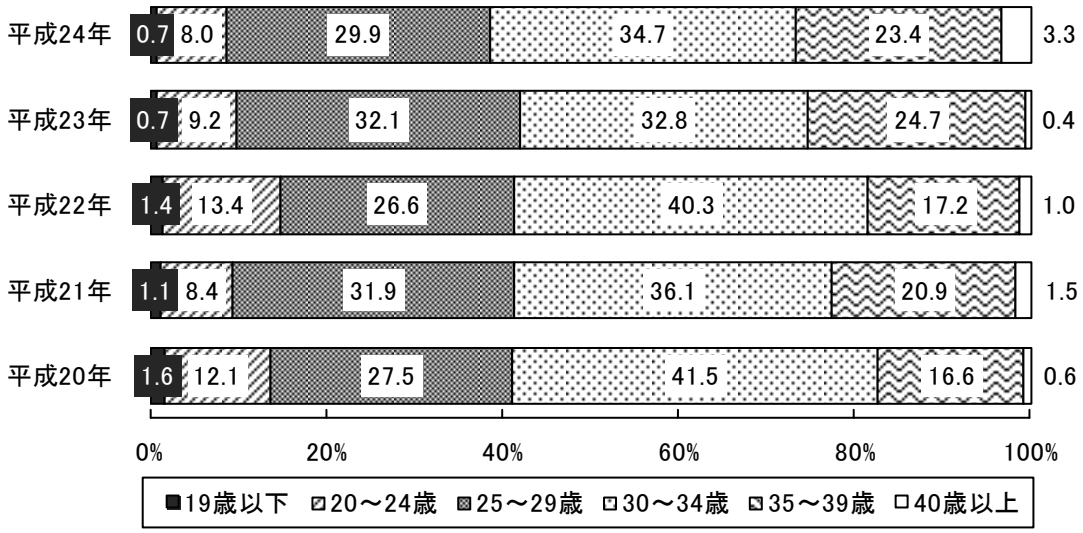

資料：岐阜県衛生年報

(3)女性の就労

①女性の就労状況の推移

平成 12 年と平成 22 年の女性の就労状況を比較すると、全ての年代において就業率が増加しています。特に、25～29 歳、30～34 歳の就労率が上がっており、この年齢層は出生率の高い年齢階層であり、少子化の一要因が読み取れます。

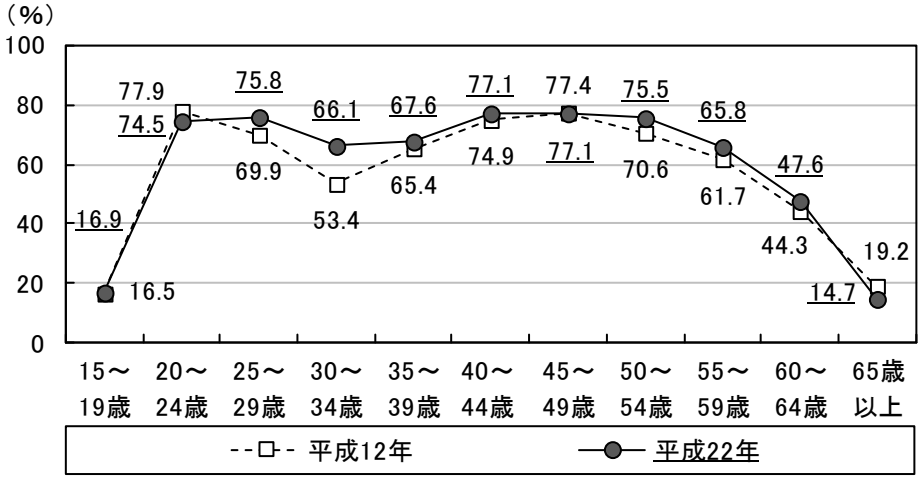

資料:国勢調査

②女性の就労の国・県との比較

本市の女性の就労状況はほぼ岐阜県の値と一致しています。国の値と比べると、各年齢階層において、高い割合となっています。

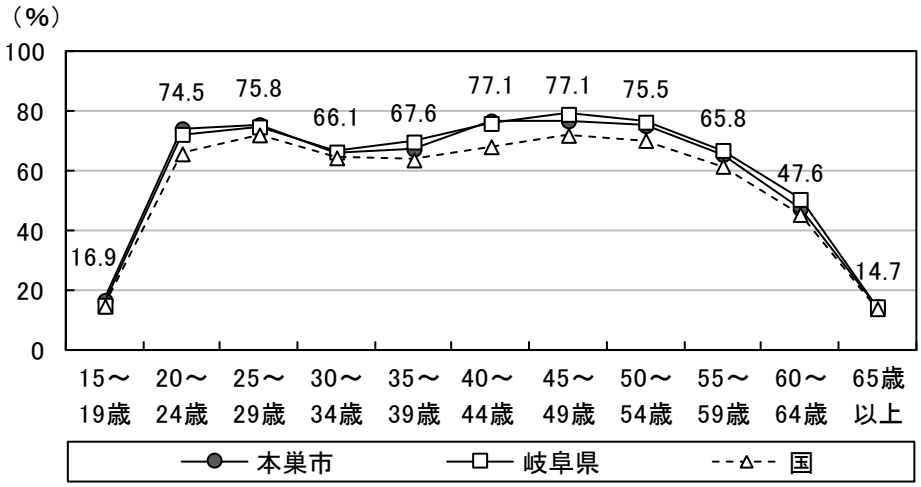

資料:国勢調査(平成 22 年)

(4)教育・保育事業所の状況

①保育園の状況

保育園の利用状況は平成 23 年度の 652 人以降、減少傾向にあります。
年齢別にみると３～５歳児が減少する一方、１歳児は増加しています。

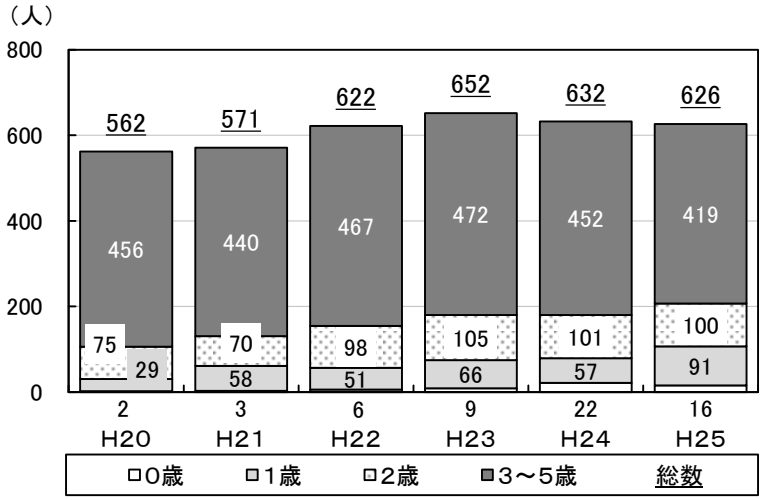

資料：本巣市の統計（各年度３月末、年齢は各年度４月１日現在）

②幼稚園の状況

幼稚園の利用はほぼ横ばいの状況ですが、平成 23 年度の 554 人以降は微減の傾向がみられ、年齢別では各年度でばらつきがある状況です。

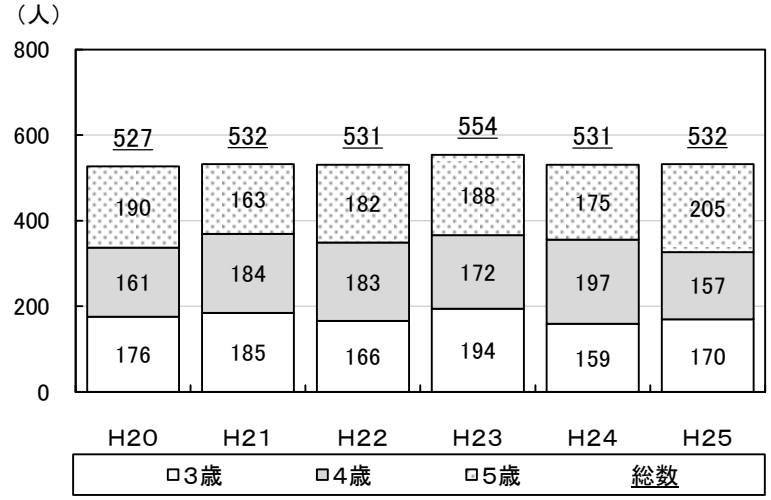

資料：本巣市の統計（各年度３月末、年齢は各年度４月１日現在）

2 子ども･子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1)調査概要

■調 査 地 域　：本巣市全域
■調査対象者　：本巣市在住で「未就学児童」がいる全世帯の保護者（未就学児童調査）
　　：本巣市在住で「小学生」がいる全世帯の保護者（小学生調査）
■調 査 期 間　：平成 25 年 12 月 20 日（木）～平成 26 年１月６日（月）
■調 査 方 法　：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調　査　票	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	1,200	710	59.2%
小学生	1,300	728	56.0%
合　　計	2,500	1,438	57.5%

●図表中の「N数（number of case)」は集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を示しています。

●グラフ中の「%」は、小数第２位を四捨五入しているため、単数回答の設問（１つだけに○をつけるもの）であっても合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（あてはまるものすべてに○をつけるものなど）は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示します。

●図表中おいて、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

●グラフ中の選択肢は、原則として調査票に記載された表現のまま記載しています。

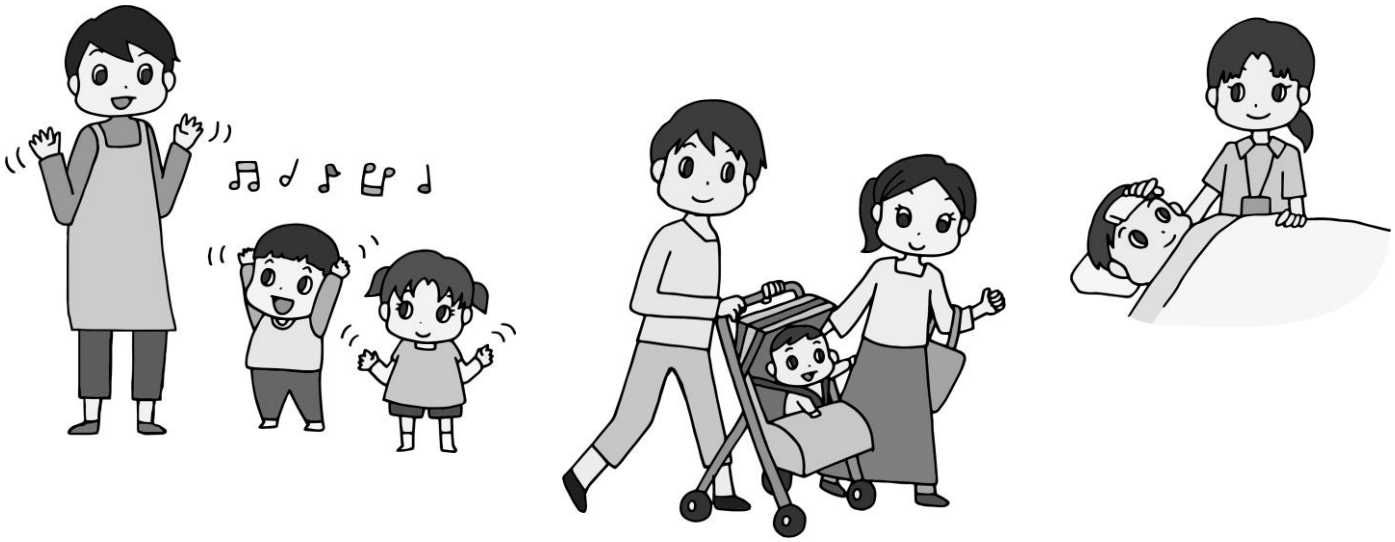

(2)結果概要

①子どもの育ちをめぐる環境について

子育てに日常的に関わっている方は、「母親」が 85.4%と最も高く、次いで「父親」が 36.2%となっており、母親が関わる割合の大きさがうかがえます。

■子育てに日常的に関わっている方（未就学児童）

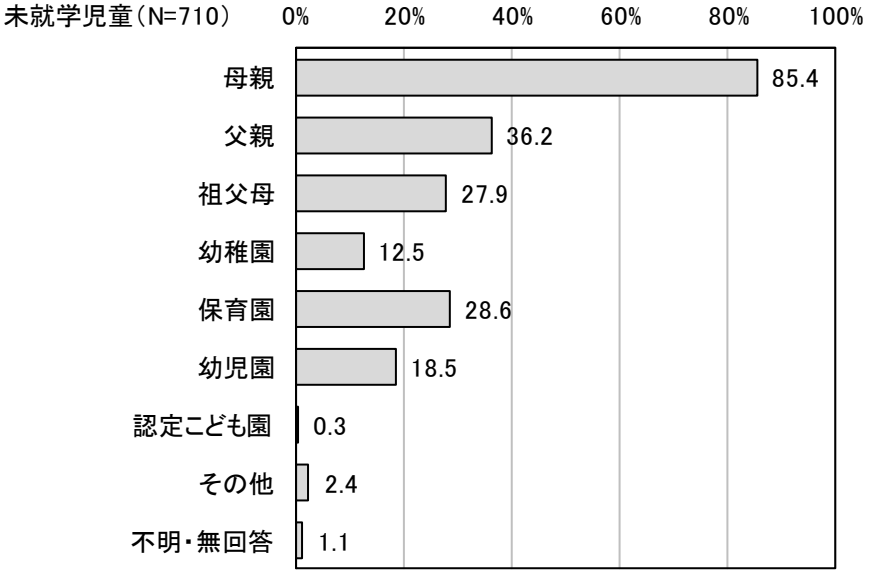

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

②母親の就労状況について

就労状況について、未就学児童の母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 38.2%、小学生の母親は「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 50.7%と最も高くなっています。

■母親の就労状況（未就学児童・小学生）

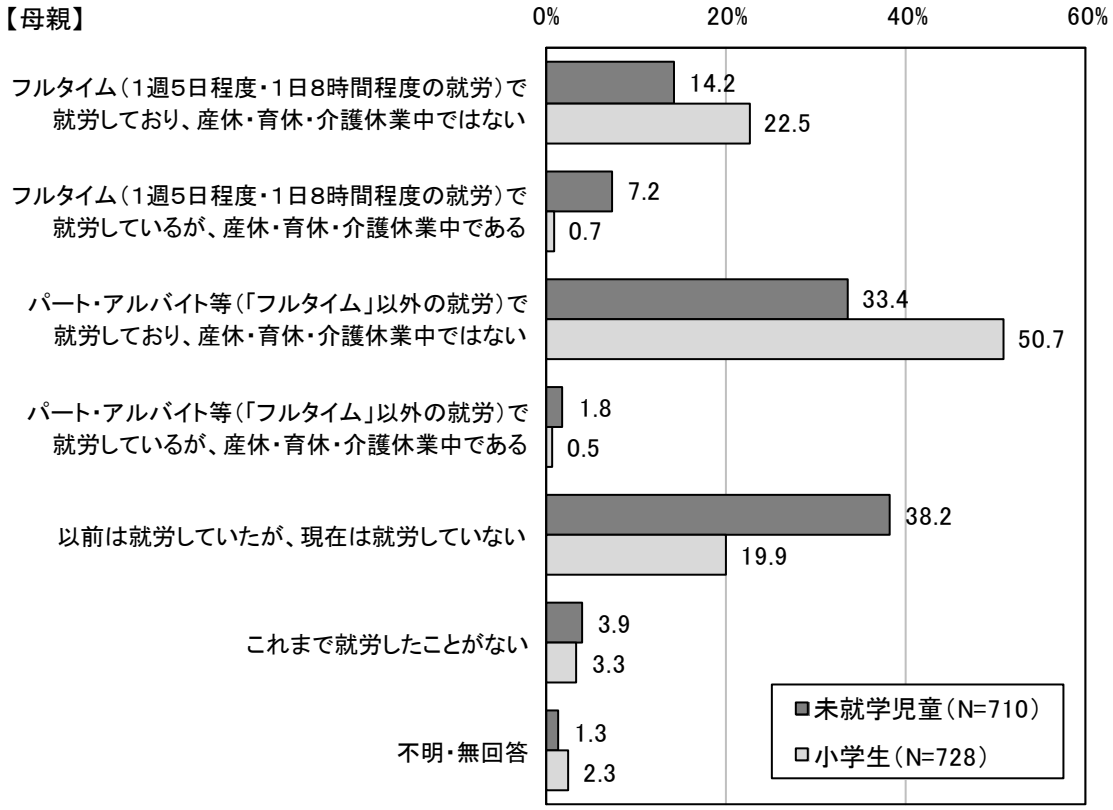

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

③地域の子育て支援事業について

利用状況に比べて利用意向が高い事業は、「家庭教育に関する学級・講座」があげられます。

※この問いは対象年齢の状況により、回答数に影響があることが予測されます。

■子育て支援事業の利用状況（未就学児童）

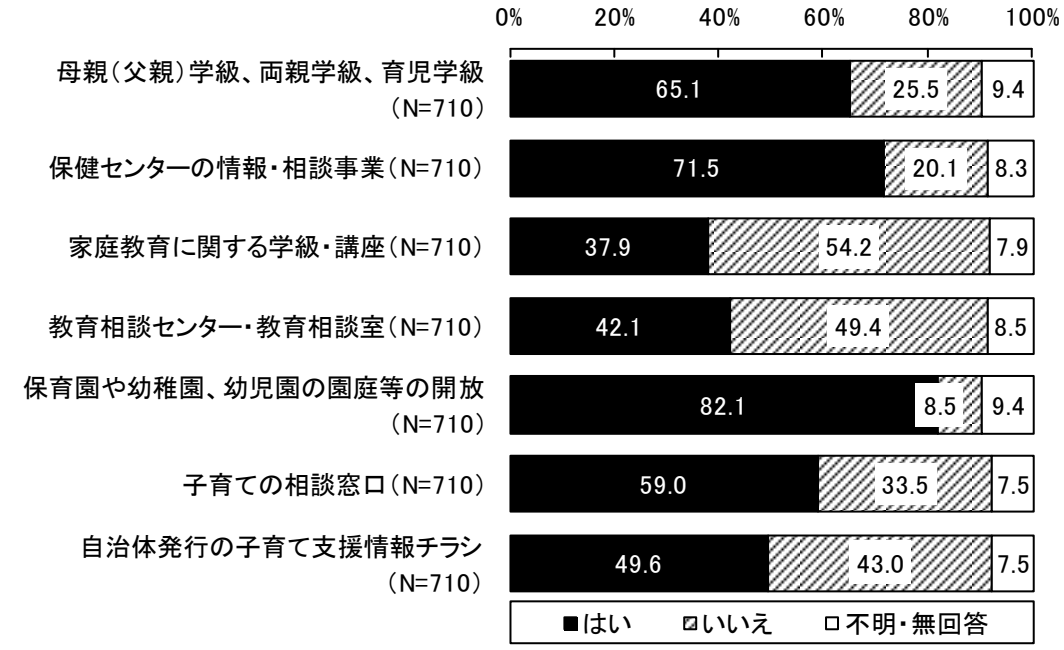

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

■子育て支援事業の利用意向（未就学児童）

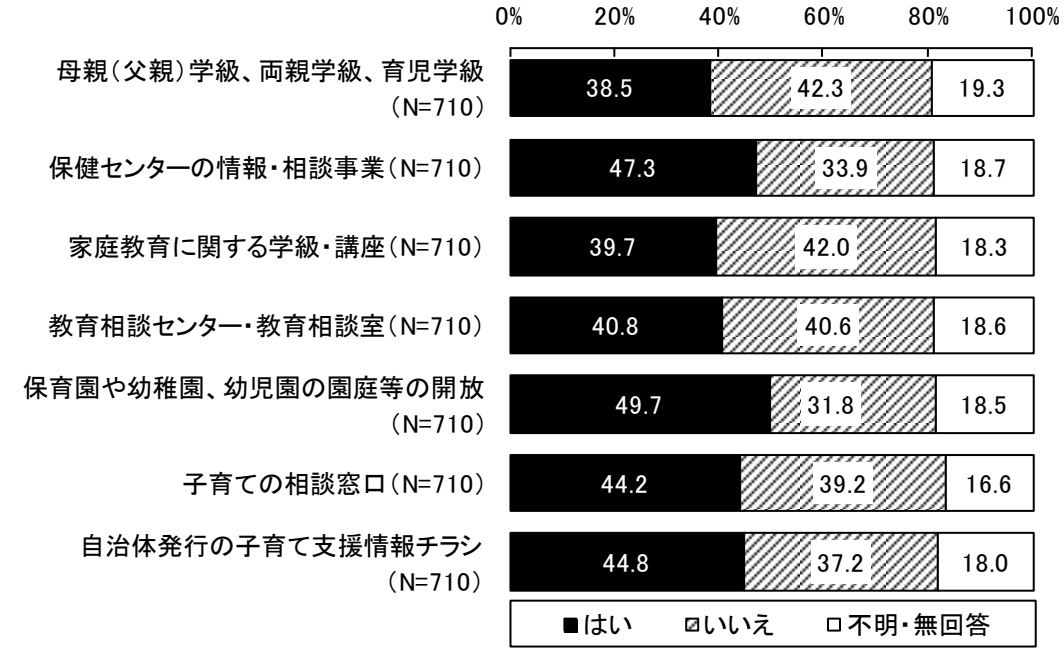

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

④保育所や認定こども園等を望むニーズについて

今後の利用希望は「幼児園」が 33.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が 33.7%となっており、他の施設・支援よりもニーズとしては高くなっています。

■現在の平日の教育・保育事業の利用希望（未就学児童）

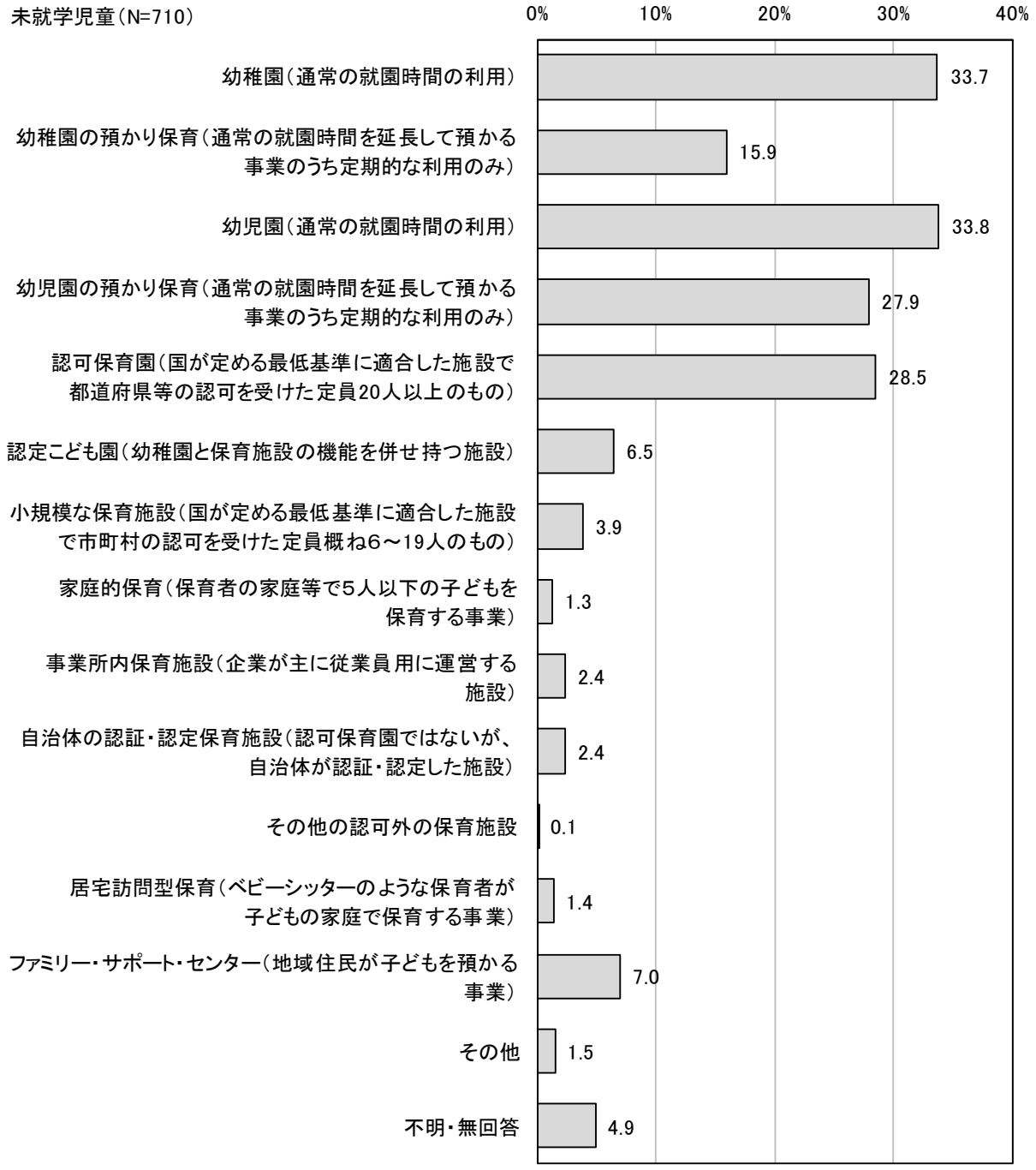

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

⑤長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

長期の休暇期間中の定期的な教育・保育の事業の利用希望は、「利用する必要はない」が 39.6%と最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が 32.4%となっています。

■夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（未就学児童）
※「幼稚園」を利用している方のみ

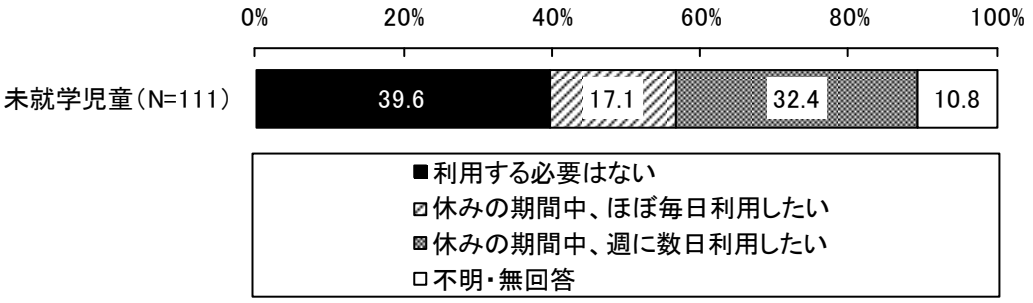

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

⑥病児・病後児保育事業の利用希望について

病児・病後児保育事業の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が未就学児童で 7.1%、小学生で 13.8%、「利用したいとは思わない」が未就学児童で 92.9%、小学生で 82.4%となっています。

■「病児・病後児保育事業」の利用希望（未就学児童・小学生）
※「（就労している）母親、または、父親が仕事を休んでみた」を選んだ方のみ

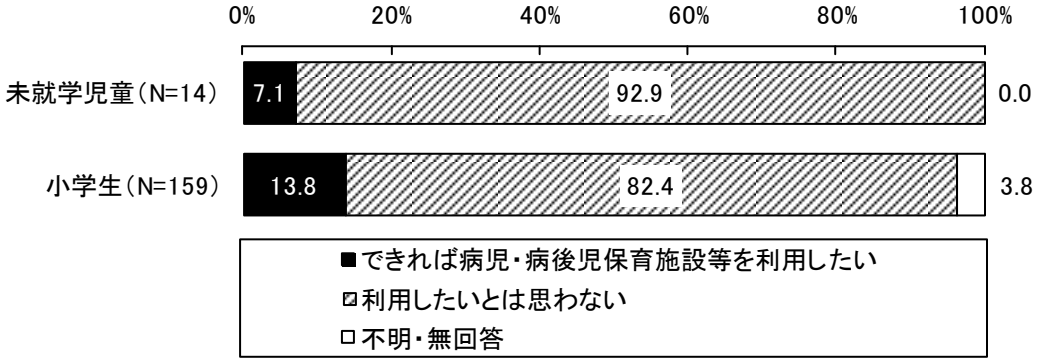

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

⑦放課後の過ごし方（放課後児童クラブ、児童館の利用等）について

低学年の間の放課後の過ごし方の希望は、放課後児童クラブ（留守家庭教室）が未就学児童で 32.3%、小学生で 22.3%となっています。

■低学年の間の放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか（未就学児童・小学生）

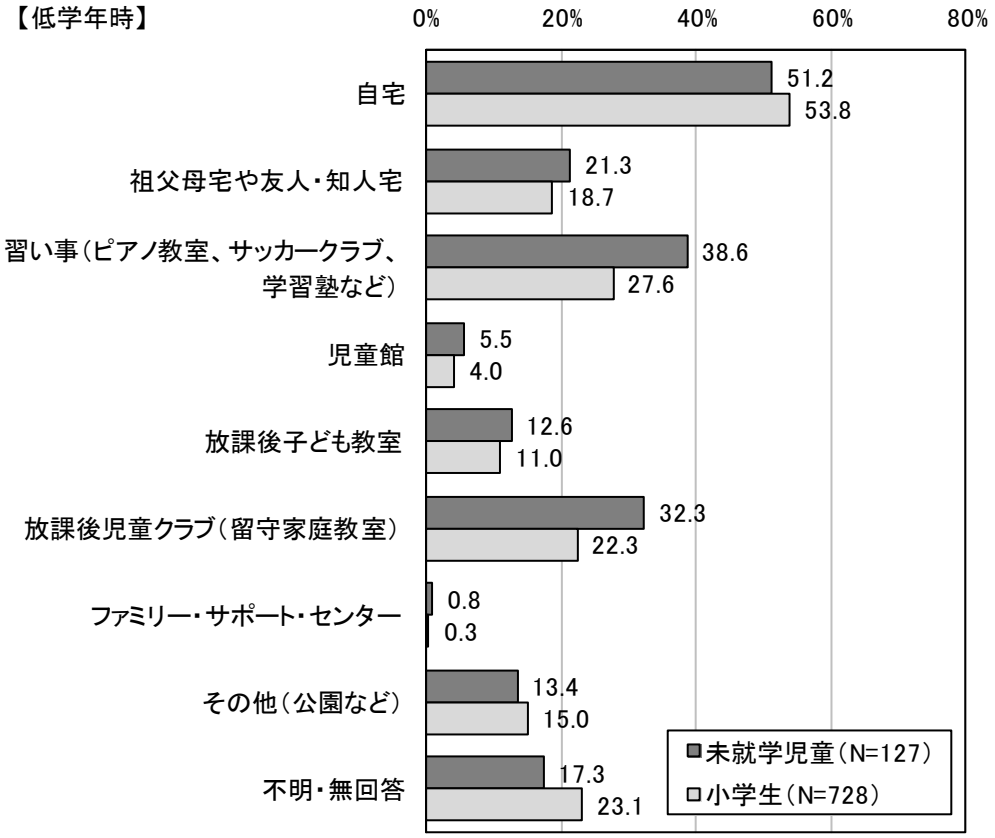

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

■高学年の間の放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか（未就学児童、小学生）

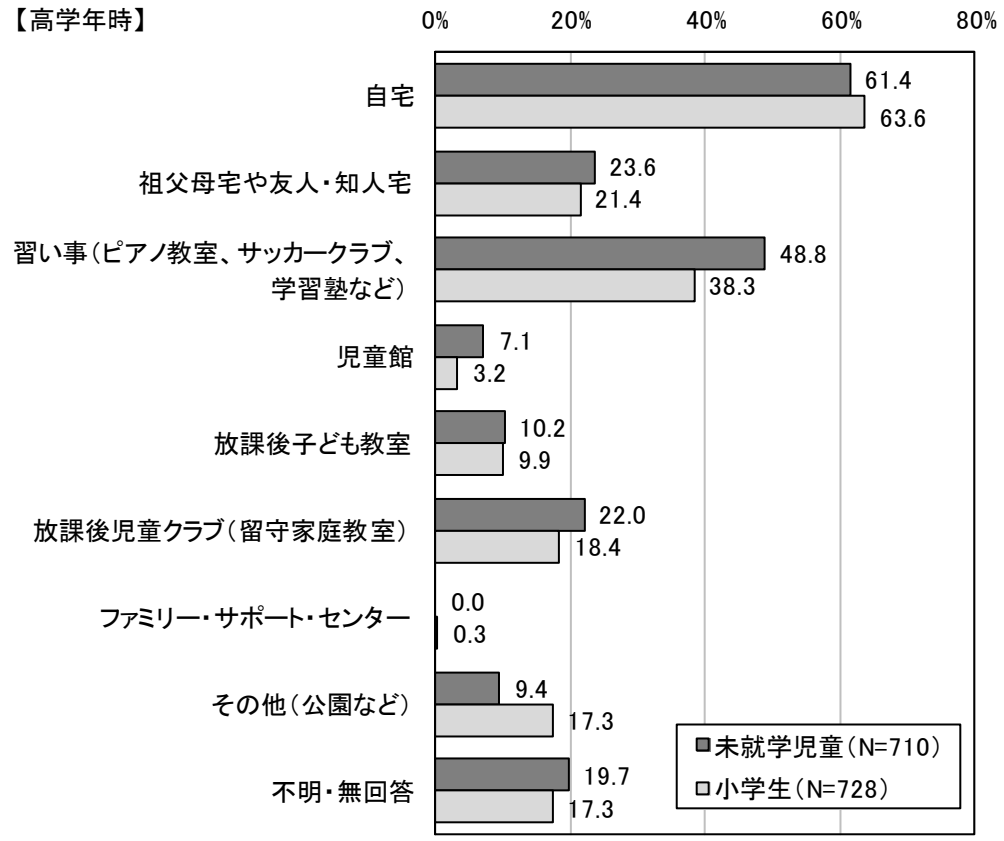

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

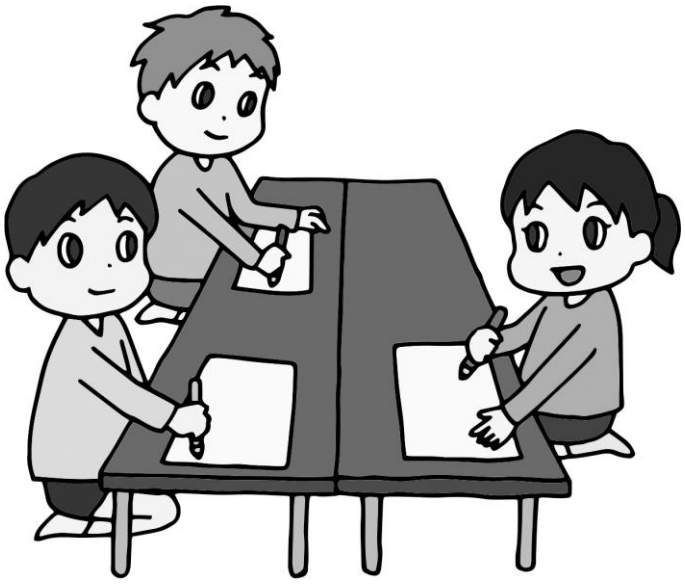

⑧ひとり親家庭等の支援が必要な方について

日頃、子どもを預かってもらえる親族・友人の有無は、「いずれもいない」が未就学児童で 6.1%、小学生で 7.6%となっています。

また、気軽に相談できる場所・人の有無では、「いない／ない」が未就学児童で 2.3%、小学生で 6.7%となっています。

■日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無（未就学児童、小学生）

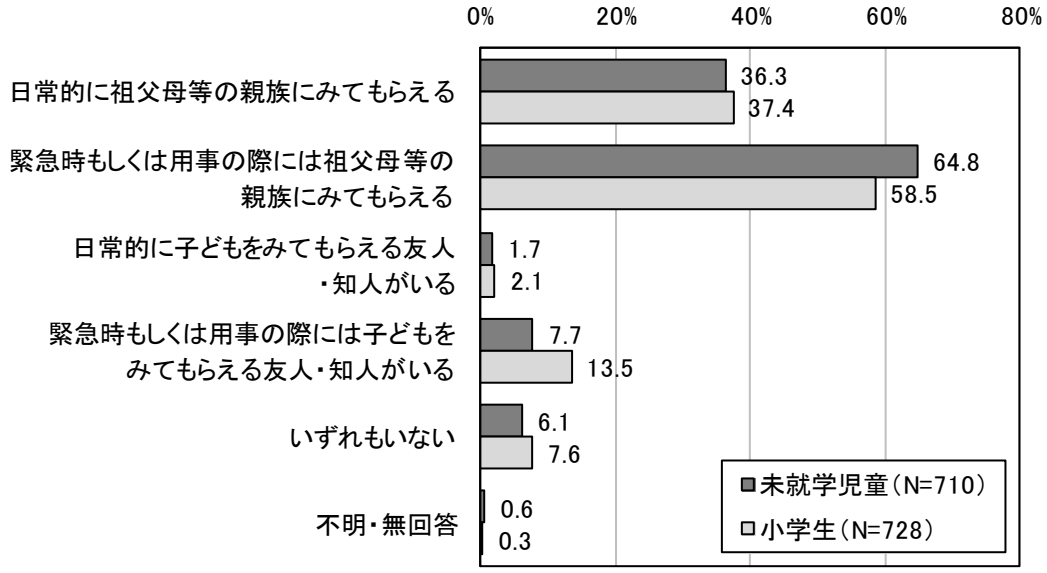

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

■子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる相手の有無（未就学児童、小学生）

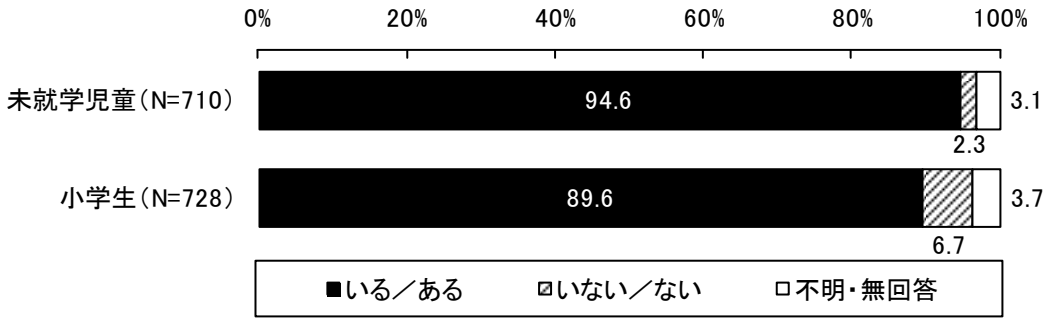

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

3　本巣市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況・評価

■次世代育成支援行動計画（後期）の特定 12 事業の状況

事　業	実績 （平成20年度）	現状 （平成25年度実績）	目標事業量 （平成26年度）
通常保育事業	8園 公立　5か所 私立　1か所 幼児園　2か所 児童数　567人	7園 公立　4か所 私立　1か所 幼児園　2か所 児童数　628人	7園 公立　4か所 私立　1か所 幼児園　2か所 児童数　513人
特定保育事業	未実施	未実施	未実施
延長保育事業	7か所 利用者 2,118人	7か所 利用者 2,994人	5か所
夜間保育事業	未実施	未実施	未実施
トワイライトステイ事業 （H18年度～）	未実施	利用なし	1か所
休日保育事業	未実施	未実施	未実施
病児・病後児保育事業	未実施	6医療機関 222人	今後、検討する
放課後児童健全育成事業	4か所 利用者 251人	6か所 利用者 318人	4か所 利用者 270人
地域子育て支援拠点事業	3か所	一般型 3か所	ひろば型　1か所 センター型 2か所
一時預かり保育事業	未実施	未実施	未実施
ショートステイ事業 （H18年度～）	2人・3日利用	4人・4日利用	1か所
ファミリー・サポート・センター事業 （コミュニティママ子育てサポート事業H22年度まで）	1か所 会員数　251人 利用件数　150件	1か所 会員数　155人 利用件数　1,179件	1か所

第３章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

本市では、「次世代育成支援行動計画」において、「子どもの笑顔が光輝くまち　もとす」を基本理念に、子どもが地域の伝統や文化にふれながら、家族の絆や周囲の人たちとのつながりを持ち、未来に夢と希望が持てるまちづくりを目指して各種施策の推進に取り組んできました。

本計画では、これまで実施してきた子ども・子育て支援の流れを踏襲しながら、「子どもの最善の利益」「社会全体で子どもと子育て家庭を支援する」という視点などを新たに加えて基本理念を設定します。

【子ども・子育て支援事業計画の理念】

子どもの未来　みんなで育む　もとすプラン

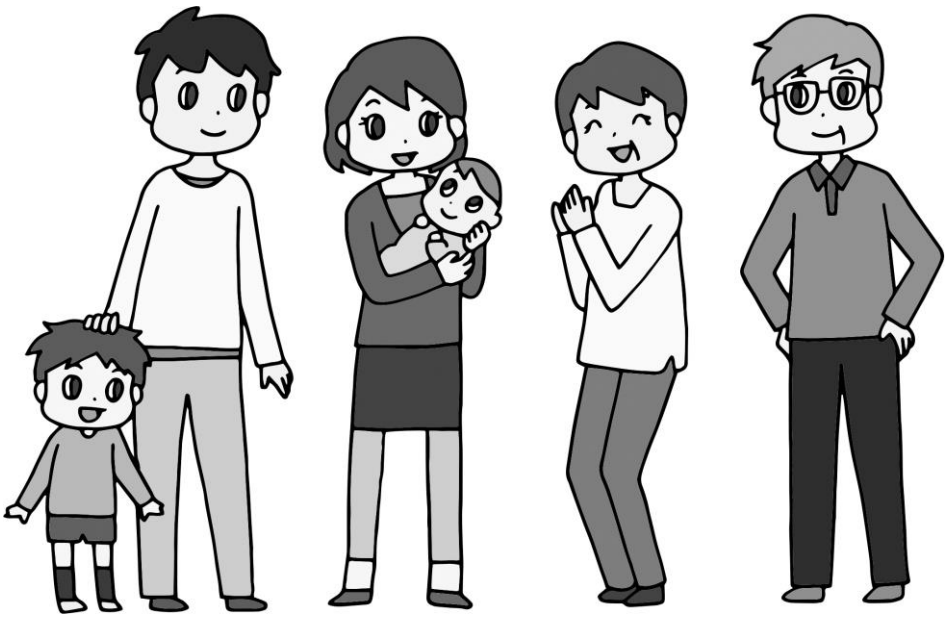

第４章　子ども・子育て支援事業計画（必須記載項目）

１　教育・保育提供区域の設定

国では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本市においては、需要の増減等に対して広域で調整がしやすく、需給調整や施設等の整備・活用、保護者の多様なライフスタイルに応じて出勤の都合などで通勤経路上にある施設の利用を希望する保護者等の要望にも柔軟に応えられるようにする等の理由により、市全体を１区域として設定します。

２　教育・保育の量の見込み

(1)各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育の量の見込みについては、本市に居住する子どもとその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえて作成します。利用状況及び利用希望を分析し、認定区分ごと（３号認定は年齢ごと）に、量の見込み（必要利用定員総数）を定めるものとします。

※具体的な量の見込みの数量については、（２）教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期参照

■認定区分

認定区分	
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものも含む:教育ニーズ)
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり

(2)量の見込みの算定にあたっての考え方

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に向けては、市町村において５年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。計画においては教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定める必要があります。

本市においても、平成25年の12月から平成26年1月に実施したアンケート調査をもとに、利用者の現在の状況や潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、事業の利用実績と現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ

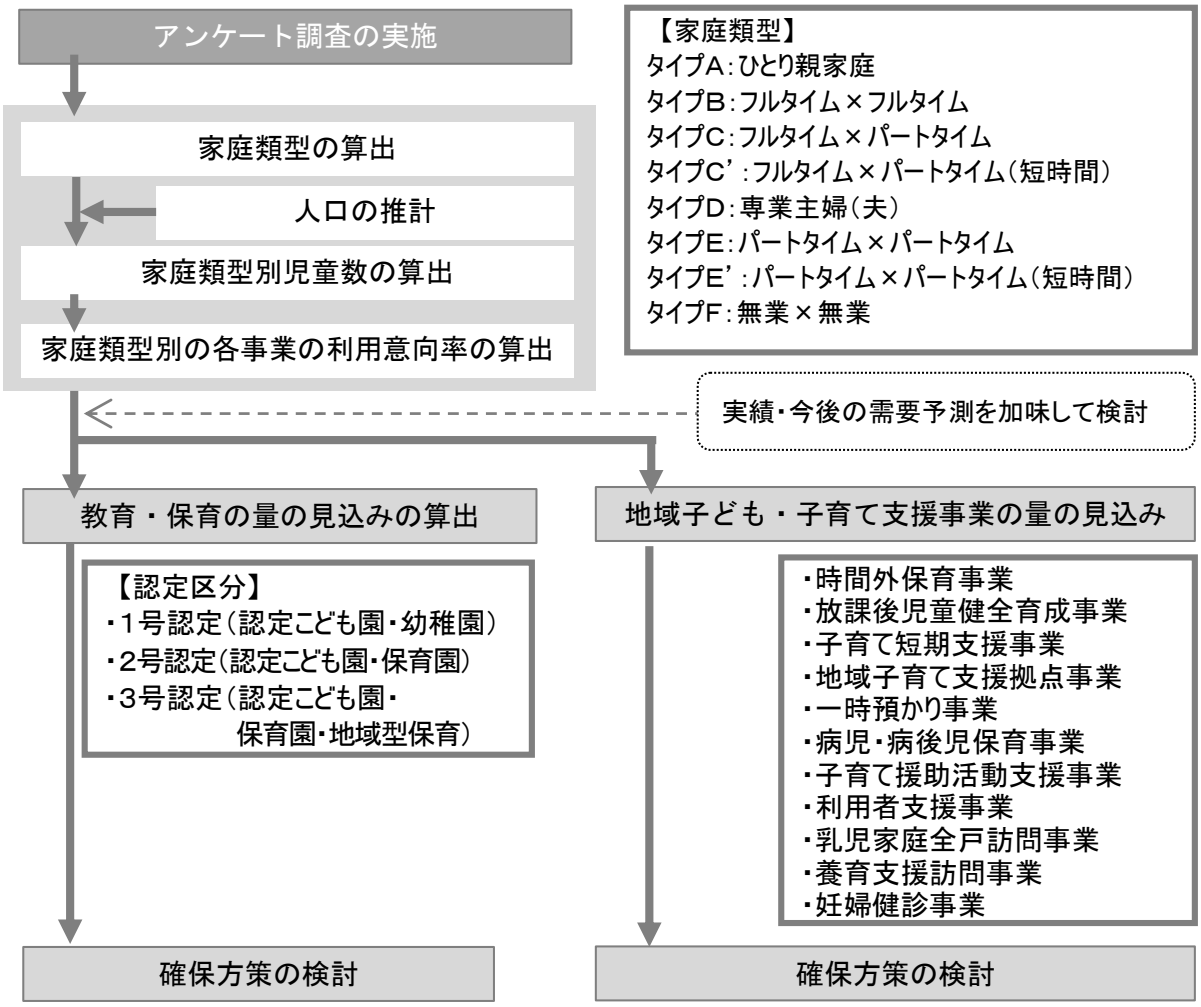

(3)教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期

量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策)」を設定します。柔軟に子どもを受け入れるための体制の確保に努め、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を踏まえた上で設定します。

①各年度の量の見込みと確保方策

■各年度の量の見込みと確保方策

平成27年度						
認定区分		1号	2号		3号	
			学校教育の利用	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		581	220		15	253
			0	220		
②確保方策	特定教育・保育施設	985	0	294	15	232
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		404	0	74	0	▲ 21

平成28年度						
認定区分		1号	2号		3号	
			学校教育の利用	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		780	0		16	265
			0	0		
②確保方策	特定教育・保育施設	1,345	0	53	16	281
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		565	0	53	0	16

平成29年度						
認定区分		1号	2号		3号	
			学校教育の利用	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		770	0		18	265
			0	0		
②確保方策	特定教育・保育施設	1,345	0	53	18	279
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		575	0	53	0	14

平成30年度						
認定区分		1号	2号		3号	
			学校教育の利用	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		777	0		18	263
			0	0		
②確保方策	特定教育・保育施設	1,345	0	53	18	279
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		568	0	53	0	16

平成31年度						
認定区分		1号	2号		3号	
			学校教育の利用	左記以外	0歳	1、2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)		797	0		18	263
			0	0		
②確保方策	特定教育・保育施設	1,345	0	56	18	279
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		548	0	56	0	16

【確保の内容】
・平成 27 年度では３号認定の不足分を解消するために、真正幼稚園において３号認定の子どもの受入機能を持たせる「幼児園」化（幼保一体化施設）の改修工事を行います。
・平成 28 年度より、公立園については全て幼児園（幼保一体化施設）とすることにより、３歳以上の児童については１号認定をし、通常保育時間を超えて保育の利用が必要な児童については、預かり保育を実施することにより保護者の需要に応えていきます。
・土曜日や夏季及び冬季等の長期休業期間においても、保育園部と同様に開所、預かり保育を実施することで保育の必要量にも応えられるように体制を整備します。

＜施設整備完了後の３号予定定員＞
根尾保育園 12 名、本巣保育園 50 名、神海保育園 11 名、糸貫西保育園 50 名、
糸貫東保育園 50 名、真正保育園（仮称）50 名、真桑保育園 42 名、弾正保育園 32 名
※仮称部分については、新規整備

・量の見込みによる他市町村からの教育・保育の利用受入見込みはありませんが、各年度において２号認定については、約 50 人分の受入が可能で、各年度において各保育園で年児２～３人分を確保しています。

②保育利用率の目標設定

国の基本指針では、３歳未満の子どもに待機児童が多いことを踏まえ、３歳未満の子どもの保育利用率（３歳未満の子どもの数全体に占める、３号認定の子どもに係る保育園等の利用定員数の割合）についての目標値を設定することとされています。

平成 26 年度現在、待機児童が発生している場合は、３歳未満の子どもの数全体に占める、現在の保育園利用児童数＋待機児童数の割合を算出し、それをもとに平成 27 年度以降の保育利用率の目標値を設定することになります。

本市においては、平成 27 年度は見込み量に対して確保内容が不足しているため、真正幼稚園において３号認定の子どもの受入機能を持たせる「幼児園」化（幼保一体化施設）の改修工事を行い、平成 28 年度からは見込みを満たすよう、受け入れ態勢を確保します。

■３号認定の保育利用率及び目標値

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
満3歳未満児推計人口	825 人	846 人	845 人	839 人	838 人
目標値※確保の内容（保育利用率）	247 人 (29.9%)	297 人 (35.1%)	29 人 7 (35.1%)	297 人 (35.4%)	297 人 (35.4%)

3 地域子ども・子育て支援事業

(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

①時間外保育事業

11 時間の開所時間を超えて概ね午後７時まで保育を行う事業です。

年間の実人数	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	18	20	15	15	15	15
確保方策		20	15	15	15	15

【確保の内容】
・通常保育時間以外に、早朝７時 30 分より薄暮 19 時までの時間外保育を全園で実施します（土曜日は各地域に１園、17 時まで)。
・延長保育室では、利用児童数に応じて必要な職員数を配置して保育を実施します。
・職員については、早朝、薄暮保育の専属保育士及び通常保育従事保育士が当番制で対応します。

②放課後児童健全育成事業（留守家庭教室）

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

【低学年】

年間の実人数	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	318	344	324	301	288	276
確保方策		344	324	301	288	276

【高学年】

年間の実人数	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	0	0	251	254	236	222
確保方策		0	251	254	236	222

【確保の内容】
・現在１～３年生までを対象としていますが、６年生まで拡大した場合、現施設での対応は困難であるため、教育委員会及び学校と連携をとりながら、空教室の利用や専用棟の建設などの施設整備を検討します。
・確保方策については、対象者調査の結果をふまえて、利用者ニーズへの柔軟な対応を行います。

③ショートステイ事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、宿泊をともなう養育を行う事業です。

年間の延人数	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	0	20	20	20	20	20
確保方策（市事業）		0	0	0	0	0
市事業を除いた独自事業	16	20	20	20	20	20

【確保の内容】
・当市には児童養護施設がないため近隣の瑞穂市の社会福祉法人において対応しており、今後も現在の体制を継続していきます。

④地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

年間の延人数	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	27,495(※)	19,526	20,028	20,004	19,860	19,836
確保方策		19,526	20,028	20,004	19,860	19,836

（※）平成25年度実績は、保護者と子どもの合算の数値です。

【確保の内容】
・利用者数の増加を見込んだ施設の建設や開設日の増を行っており、今後も子どもセンター、子育て支援センター（本巣・根尾、糸貫、真正）の４施設において実施していきます。

⑤一時預かり事業（在園児対象型　預かり保育・延長保育）

在園児を対象として、通常保育時間以外の時間について、保育が必要である園児を対象に幼稚園、保育園において保育を行う事業です。

年間の延人数	25 年度実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	260	435	435	432	432	437
確保方策		435	435	432	432	437

【確保の内容】

・通常保育時間以外に、早朝 7 時 30 分から薄暮 19 時までの預かり保育を全園にて実施します。
・預かり保育室における利用児童数に応じて必要な職員数を配置し保育を実施します。
・職員は、早朝、薄暮保育の専属保育士及び通常保育従事保育士が当番制で対応します。
・土曜日（各地域で１園、７時 30 分から 17 時まで)、夏季及び冬季等の長期休業期間中についても実施していきます。

⑥一時預かり事業（在園児対象型を除く）
ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業を除く）
トワイライトステイ事業

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、幼稚園等の施設以外において、一時的に預かる事業です。

【確保の内容】

・現在は実施していませんが、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、当市には児童養護施設がないため、瑞穂市の社会福祉法人において対応ができるように体制を整備しています。

⑦病児保育事業、ファミサポ事業（病児・緊急対応強化事業）

乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び病気となった場合の児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

年間の延人数	25 年度 実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	0	250	250	250	250	250
確保方策 （市事業）		0	0	0	0	0
市事業を除いた 独自事業	222	250	250	250	250	250

【確保の内容】

・市内において病児保育に対応可能な施設（医療機関）の見込がないため、近隣市町との委託契約により事業を実施します。岐阜市５施設、北方町１施設との委託契約を継続して実施します。

⑧ファミサポ事業（就学児）

児童の預かり等の「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

年間の延人数	25 年度 実績	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	0	1,180	1,150	1,100	1,050	1,000
確保方策 （市事業）		0	0	0	0	0
市事業を除いた 独自事業	352	700	800	900	950	1,000

【確保の内容】

・現在は近隣の瑞穂市とともに特定非営利活動法人と委託契約をしています。利用者も増加しているため、今後も現在の体制を拡大しながら、事業の広域実施を行っていきます。

・平成 25 年度実績では、全体の利用件数 1,190 人のうち、就学児の利用が 352 人ありました。利用者は増加傾向にあり、平成 27 年度の事業目標では全体で 2,200 人が見込まれています。このうち就学児童の利用を 700 人と想定し、以降計画の最終年である平成 31 年度には量の見込みが達成できるよう、利用者の拡大に努めます。

⑨利用者支援事業

保育、教育施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

【確保の内容】
・現在、各窓口においてそれぞれの事業についての説明を行っていますが、子育て全体について総合的な相談を受けることができ、さらに専門的な支援へのつなぎ等が行えるように、窓口体制を整備します。

⑩妊婦健診

安全・安心な分娩や出産、妊婦の経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付し、医療機関等への受診を勧奨します。

年間の実人数	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
確保方策	268	268	266	266	266
1 人あたりの健診回数	14	14	14	14	14
（配布件数×1人あたりの回数）	配布数 3,752 枚 見込数 2,889 枚	配布数 3,752 枚 見込数 2,889 枚	配布数 3,724 枚 見込数 2,867 枚	配布数 3,724 枚 見込数 2,867 枚	配布数 3,724 枚 見込数 2,867 枚

【確保の内容】
・妊娠期間を対象として、医療機関及び助産所において実施します。委託医療機関へ委託し、国が定める基本的な妊婦健康診査項目に基づいて実施します。

⑪乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。また、養育の支援が特に必要な家庭に保健師等の有資格者が専門的な相談支援を行います。

年間の実人数	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
確保方策	270	268	268	266	266

【確保の内容】
・保健師、助産師、管理栄養士等、約 20 人の人員を確保し、市内４か所の保健センターにおいて実施します。

4　教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

本市には平成 26 年度現在、認定こども園はなく、公立園の幼児園化による幼保一体化施設の整備を進め、保護者・子どもの入園に対する選択肢の拡大に努めています。認定こども園については、必要に応じて地域の理解を十分に得ながら検討を進めます。

質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供については、保護者のニーズや地域の実情、施設の状況を踏まえた上で、子どもや子育てをする親が未来に夢と希望が持てるよう、効果的な提供体制の整備を図ります。

また、幼児園の特色を生かして教育・保育の合同研修等を推進し、教育・保育の一体的な提供に努めるとともに、幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）を推進するための人事交流等の開催を促進します。

第５章　子ども・子育て基本施策　（任意記載項目）

■施策体系

１．地域における子育て支援
（１）　地域における子育て支援サービスの充実
（２）　保育サービスの充実
（３）　子育て支援ネットワークづくり
（４）　児童生徒の健全育成
（５）　世代間交流の充実（相談・サポート体制）

２．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境
（１）　子どもの生きる力の育成を図る学校の教育環境等の整備
（２）　家庭や地域の教育力の向上

３．子育てを支援する生活環境
（１）　良好な生活環境の確保
（２）　子どもの安全な居場所づくり

４．職業生活と家庭生活との両立
（１）　父親の子育てや家事への参加
（２）　女性の就業、子育てと仕事の両立の支援

５．子どもの安全の確保
（１）　子どもの交通安全を確保するための活動の推進
（２）　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

６．要保護児童への対応などきめ細かな取り組み
（１）　児童虐待防止対策の充実
（２）　ひとり親家庭への支援の充実
（３）　障がいのある子どもとその家庭への支援の充実

1　地域における子育て支援

(1)地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行などにともない、地域における子育て家庭の孤立が懸念されています。社会情勢の多様な変化に対応し、子育て家庭が抱える不安やストレスを緩和・解消できるよう、子育て家庭を支援してくことが必要となっています。

本市では、子育て支援センター等を拠点に、保護者の子育てに対する不安や負担の軽減に取り組んできました。今後も各種サービスの充実に努め、安心して利用できる環境づくりを行っていくことが必要です。

アンケート結果における留守家庭教室についての今後の希望では「利用できる学年を延長してほしい」が 81.5%と最も高い結果となっています。

働く女性の増加や核家族化の進行などに対応した放課後の子どもの居場所づくりが求められており、特に留守家庭教室の高学年の利用に向けた体制の整備が必要です。

■放課後児童クラブ（留守家庭教室）に今後希望すること

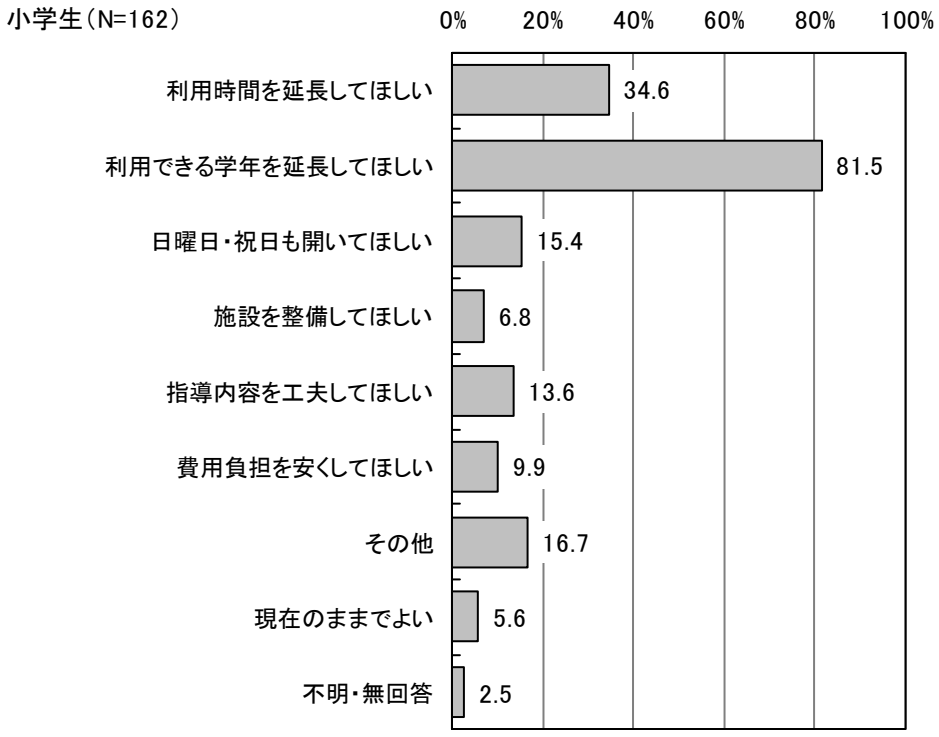

施策の方向性

保護者の子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子育てができるための支援を行います。そのために、子育て支援サービスを充実させるとともに、保護者のニーズに対応したサービス内容の検討や子育て支援に関わる各種支援団体やボランティア団体の質の向上及び持続的・発展的な活動への支援に努めます。

国から示された「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の児童の居場所づくりを行う事業が複数ある場合には、その事業の一体的な提供や連携による実施の方策を検討します。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の育児に関する援助活動を支援することにより、仕事と育児の両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。	1か所 (H26 年度)	継続	子ども大切課
留守家庭教室事業	昼間、保護者が家庭にいない児童に対し、保護者に代わって児童を預かっています。現在小学校3年生までを対象としていますが、今後設置個所の拡充及び対象年齢の引き上げを行います。また、国から示された「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の居場所づくりに関する事業の一体的な提供を図ります。	本巣　65 人 席田　68 人 土貴野　35 人 一色　39 人 真桑　98 人 弾正　43 人	6 年生まで拡充 (8か所)	子ども大切課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て家庭に対する育児支援、地域の子育てサークルなどの育成・支援、育児不安などについての相談指導を行います。	子どもセンター 1か所 子育て支援センター 3か所 (H26 年度)	継続	子ども大切課
子育て支援センター	親子遊び等を通し、子どもとのふれあいを深める方法や子育ての在り方を学んだり身に付けたりします。 ■開館時間:月～金　午前9時～午前 12 時 午後1時～午後3時 ■開館場所: 本巣・根尾子育て支援センター(本巣幼児園内) 糸貫子育て支援センター(糸貫西幼児園内) 真正子育て支援センター(弾正保育園内)	年間利用者数 (H25 年度) 本巣・根尾 1,781 組 糸貫　1,859 組 真正　2,736 組	拡充	子ども大切課
子どもセンター団体事業	子どもとのふれあいを深める方法を親に伝えるとともに、地域の人々との相互のつながりを作ります。 ■各種団体事業:「なかよし」「ふれあい広場」「親子のつどい」 ■体制:地域住民によるボランティアサークル	開催回数 「なかよし」 (毎月1回) 「ふれあい広場」 (年間 20 回) 「親子のつどい」 (年間 42 回) (H25 年度)	継続	子ども大切課

(2)保育サービスの充実

現状と課題

近年、社会情勢やライフスタイルの変化にともない、子育て家庭においても共働きが増加しています。さらに、現在就労していない母親の中にも潜在的に就労意向を持つ人が多くなっており、子どもの最善の利益をふまえつつ、保護者のニーズに応じた保育サービスの提供体制を整備することが必要となっています。

本市では、保育サービスに対するニーズの多様化に対応するため、各地域における幼児園の整備をはじめ、延長保育、広域保育への取り組みを積極的に推進してきました。

アンケート結果における教育・保育の事業を利用している理由では「子どもの教育や発達のため」が 92.8%と最も高くなっており、保護者の就労の多様化に対応した保育サービスの拡充に加えて、子どもの成長に対する支援が求められています。

■教育・保育の事業を利用している理由

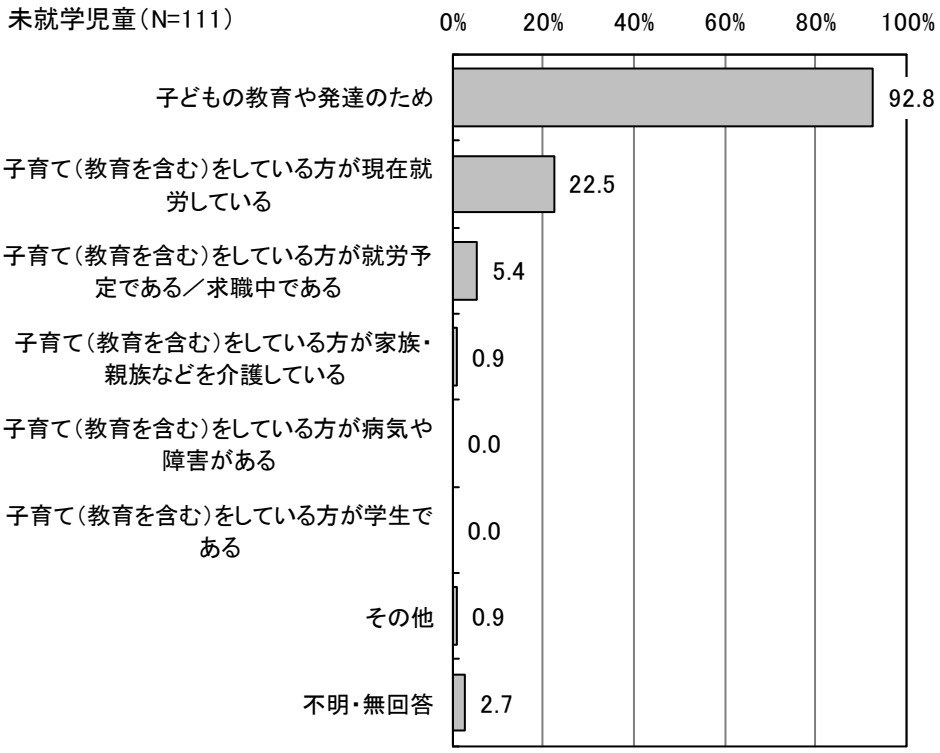

資料：平成 25 年度　本巣市子ども・子育て支援制度におけるニーズ調査

施策の方向性

多様化する子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。子どもの健やかな成長と、安心して子どもを預けることのできる体制づくりに努めるとともに、保育サービスに関する積極的な情報提供を推進します。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
延長保育事業	両親の就労等の状況により、通常保育時間に不足する保育必要量に対して延長保育を行います。 ※早朝保育　午前7時 30 分～ ※薄暮保育　午後4時～午後7時まで（保育園） 午後 5 時～午後 7 時まで （幼児園保育園部）	本巣　2か所 （人数　26 名） 真正　2か所 （人数 101 名） 糸貫　2か所 （人数　28 名）	継続	子ども大切課
通常保育事業	保育必要量に応じた保育サービスを行います。 ※保育時間　午前8時～午後4時まで（保育園） 午前9時～午後5時まで（幼児園保育園部） ※受入年齢　満1歳児～（糸貫東幼児園、保育園部については、満 10 ヵ月～）	本巣　199 名 真正　301 名 糸貫　42 名 根尾　20 名	継続	子ども大切課
広域保育事業	保護者の勤務の都合等により市外保育所への入所希望が増えていることから、広域入所の協議が成立した近隣市町村と相互の受入れを行います。	委託　12 か所 （人数 17 名） 受入　0か所 （人数　0名）	継続	子ども大切課
保育室補助事業	無認可保育施設に市内在住の乳幼児が入所した場合、施設に対して次のとおり補助金を交付します。 ※0歳児　1人につき月額 35,130 円 ※1歳以上児　1人につき月額 11,710 円	市外　2か所 （人数3名）	継続	子ども大切課
保育園保育料の軽減	保育料を国の徴収基準額より低額に設定します。また、児童が2人入園している場合はそのうち1人を半額、児童が3人入園している場合はそのうち1人無料とします。	本巣　2か所 真正　2か所 糸貫　2か所 根尾　1か所	継続	子ども大切課
保育園の苦情処理体制の確立	保育サービスに関する利用者からの苦情を受け付けるための窓口を設置します。	本巣　2か所 真正　2か所 糸貫　2か所 根尾　1か所	継続	子ども大切課
園庭開放事業	未就園児と保護者が園児や保育士、または他のお母さん方と自由交流できる場を提供します。 本巣幼児園・神海幼児園　毎週月曜日／糸貫東幼児園　第2・4火曜日／糸貫西幼児園　第4金曜日／真正幼稚園　第2・4水曜日／真桑保育園　第1・3火曜日／弾正保育園　第2火曜日	本巣　2か所 糸貫　2か所 真正　3か所 （H26 年度）	継続	子ども大切課
保育園職員の研修事業	日本保育協会、県保育研究協議会等、各種団体が行う研修会に参加します。 本巣市保育研究協議会により、保育士資質の向上研修を実施します。	本巣　2か所 真正　2か所 糸貫　2か所	継続	子ども大切課
児童手当（子ども手当）	児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	支給対象児童数 （平成 26 年 3月末現在） 4,649 人	継続	子ども大切課
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ります。	受給者数 （平成 26 年 3月末現在） 228 人	継続	子ども大切課

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
出産祝金	出産時に本市に住所を有し、出産後も引き続き本市に出生子と共に1年以上住所を有し、公租公課等を滞納していない保護者に祝金を支給します。	支給者数 （H25 年度） 54 人 18,800 千円	継続	子ども大切課
乳幼児等福祉医療費助成事業	乳幼児等（15 歳到達後最初の3月 31 日を迎えるまでの児童）に係る保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部（保険診療のうち自己負担分）を助成します。 ※助成対象者　15 歳到達後最初の 3 月 31 日を迎えるまでの児童 ※所得制限　無	5,243 人 （平成 26 年 3月末現在）	継続	市民課

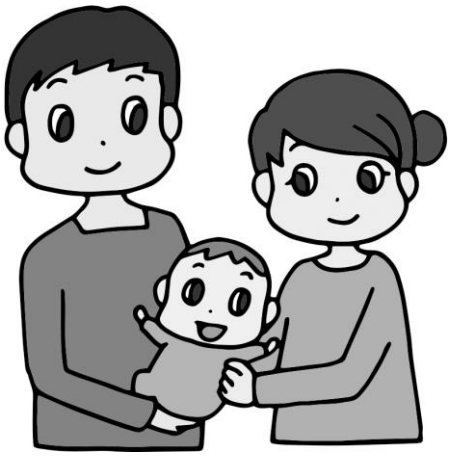

(3)子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

近年の地域関係の希薄化や核家族化にともなう子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、地域における子育てを支える仕組みづくりが重要です。

本市では、市内４か所の子育て支援センターを中心に、子育てサークルなどの紹介や情報提供などを行い、地域の交流促進を支援してきました。

今後も、子育て中の保護者同士が気軽に交流し、相談や情報交換ができるよう、地域で活動する子育てサークルやボランティア団体を支援することで、母親同士のつながりを増やし、身近な地域での子育ての仲間づくりを進め、親が抱える不安やストレスの緩和へとつなげていくことが必要です。

施策の方向性

子育て支援センターを中心として、地域における子育て支援団体のネットワークの形成を促進し、子育て中の保護者同士が身近で気軽に交流できる場の提供や機会の充実に努めます。

また、それぞれの地域における子育て支援活動が十分に周知されるよう、情報提供の充実を図ります。

具体事業一覧

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
地域子育て支援拠点事業	地域の子育て家庭に対する育児支援、地域の子育てサークルなどの育成・支援、育児不安などについての相談指導を行います。	子どもセンター 1か所 子育て支援センター 3か所 (H26 年度)	継続	子ども大切課
要保護児童及びDV被害者対策地域協議会	要保護児童の保護、要支援児童や特定妊婦への支援、DV被害者の保護を図ることを目的に、要保護者対策地域協議会代表者会議、実務者会議、ケース検討会議等を開催し、要保護児童等及びDV被害者の実態把握や援助、支援方法等について、関係機関との連携を図りながら協議検討します。	代表者会議1回 実務者会議3回 ケース会議 10 回	継続	子ども大切課
子育て担当者会	子育て支援センターの指導員・地域の保健師・子どもセンター職員が集まり、それぞれの場所での子どもの様子について情報交換を行い、親支援について等協議します。	実施	継続	子ども大切課
青少年育成事業	青少年の健全育成に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の青少年育成事業を推進する。「青少年育成市民会議」を開催し、少年の主張大会・あいさつ運動・青少年育成地域活動等を実施します。	実施	継続	社会教育課

(4)児童生徒の健全育成

現状と課題

様々な文化・スポーツ活動や地域活動などによって豊かな経験を重ねることは、地域への愛着、人を思いやる心など、子どもの成長に大きな影響を与えます。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化、地域のあり方の変化の中で、子どもたちが集まり、考え、ともに活動する機会が減少しています。

本市では、社会資源の活用により、子どもの健全育成のため多様な体験活動ができる機会の推進に努めています。

今後も、子どもたちの豊かな心を育むためにも、各種体験活動の機会を充実させるとともに、各種活動の指導者の育成を進めていくことが必要です。

施策の方向性

子どもの社会性や豊かな心身を育むために、地域における様々な体験活動の機会の充実を図るとともに、各種活動の指導者の育成に努めます。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
FBCコンクール参加	年に1回(秋花壇)、参加校に草花種子を無償配布します。この種子をもとに学校花壇をつくり、学校環境美化・豊かな情操教育に努め、地域の人と交流を図ります。	実施	継続	学校教育課
ボランティア活動	各学校においては、MSJの活動、学校行事、サークル活動、PTA主催事業等、これまで実施してきた独自のボランティア活動を継続するとともに、H24から本巣市生徒会連合として「根尾川水系愛掃活動」を実施しています。	実施	継続	学校教育課
部活動補助事業	市内中学校の部活動振興を図るとともに、生徒の心身ともに健やかな成長を支援するため、部活動に対して補助金を交付しています。内訳は次の2種類です。 Ⅰ「部活動育成補助金」日常の練習や対外試合等で、各部に必要な諸経費を補助しています。 Ⅱ「部活動支援事業」(生徒派遣費補助金)中学校体育連盟主催の対外試合にあたって、会場までの移動に必要な諸経費を補助しています。	実施	継続	学校教育課

(5)世代間交流の充実(相談・サポート体制)

現状と課題

様々な人々との関わりの中で子育てをしていくことは、子どもはもちろん、子育て中の親の成長にも大きな影響を与えます。

本市では、ふれあい交流プログラム事業や保育所地域活動事業、老人クラブと子どもとの交流事業など子どもと高齢者等の異なる年代の人との交流事業の活性化を図り、地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めてきました。

近年では、社会情勢の変化にともなう核家族化や地域の関係の希薄化等により、多世代間での交流が減少し、世代を超えた人間関係の構築が難しくなっています。特に、高齢者や子育て経験者の協力は重要となるため、交流機会の拡大に努め、地域の歴史や伝統の継承や世代間の相互理解、地域における連帯感の高揚等、高齢者の経験を生かした子育て支援の機会を充実させていくことが必要です。

施策の方向性

子どもと高齢者等の異なる年代の交流事業の活性化を図り、地域住民の協力及び参画を得ながら、子育て家庭への支援を進めるとともに地域の活性化に努めます。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
高齢者との交流事業	福祉運動会参加、老人福祉施設等の訪問、地域の老人クラブとの交流など	本巣 2か所 真正 3か所 糸貫 2か所 根尾 1か所	継続	子ども大切課
地域住民との交流事業	地域運動会参加、地域文化展・作品展出展	本巣 2か所 真正 3か所 糸貫 2か所 根尾 1か所	継続	子ども大切課
外国人との交流事業	月1回程度、外国人教師(ALT)を招き、英語を学びます	本巣 2か所 真正 3か所 糸貫 2か所	継続	子ども大切課
大学・短大・高校・小中学校教育に協力、支援事業	大学・短大生の保育実習、中学生の体験学習の受入れを実施します。	本巣 2か所 真正 3か所 糸貫 2か所 根尾 1か所	継続	子ども大切課

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境

(1)子どもの生きる力の育成を図る学校の教育環境等の整備

現状と課題

子どもが心身ともにたくましく生きる力を身につけ、豊かな人生を送るためには、確かな学力の育成に向けた教育環境の充実と、健やかな成長を支援するための指導体制の整備が重要です。

本市では、少人数指導により、児童生徒の基礎学力の向上を図るとともに、学校評価システムを活用した開かれた学校づくりを進めてきました。

今後も学校、家庭、地域の協働に加え、多様な主体の協力を得ながら、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に判断し、行動できる力を育成することが必要です。また、家庭や関係機関等との連携により、いじめや不登校、虐待などの、児童生徒に対する相談指導体制を充実させることが必要となっています。

魅力ある学校づくりを進めるため、教員の指導力の向上や指導体制の充実を図り、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導や子どもの心に響く道徳教育、学校におけるスポーツ環境の充実などとともに、教員の指導力の向上を図る必要があります。

施策の方向性

激しく変化する社会情勢や価値観の多様化が進む中でも、子どもが主体的に生きていくことができるよう、小・中学校や家庭、地域等と連携し、知識・技能の確実な修得と、思考力、判断力、表現力等の育成に努めるとともに、学ぶ意欲を育てるための教育を推進します。

また、多様化、複雑化するいじめや不登校等の問題に対応できるよう、専門的な相談体制の強化と学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークの強化に努めます。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
教育相談総括指導員の配置	教育委員会教育センターに配置。市内の教育相談体制を確立し、各教育相談員の指導を含め、スクールカウンセラー事業、就学指導とそれに係る支援チームの運営、家庭教育学級の講話、総合保育の講師、家庭教育や教育相談に関わる全ての業務を行います。	実施	継続	学校教育課
教育相談員の充実	市内各小・中学校に配置している教育相談員を中心に、不登校や不適応などについて児童生徒や保護者との相談をしたり、校内での対応を行ったりしています。	実施	継続	学校教育課
適応指導教室「たんぽぽ」の設置	不登校状態にある児童生徒に対して早期学校復帰、教室復帰を促すよう相談・指導を行います。不登校児童生徒の保護者の相談活動や支援を行います。	実施	継続	学校教育課

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
学校説明、外部評価の推進 学校評価システム構築事業	各園・学校の教育について、保護者や地域に説明したり、保護者や地域から評価を得たりすることで、地域に開かれ地域に根ざした園・学校を目指すとともに、各園・学校の教育の改善に努めています。 中学校区ごとの学校評価に取り組こむことで、園、小・中学校の途切れのない一貫性のある教育を大切にし、「学校運営の改善」「信頼される開かれた学校づくり」「教育の質の保証・向上」を目指します。	実施	継続	学校教育課
生きる力を育てる補助事業	総合的な学習の時間を活用して、地域に根ざした活動を計画的に進め、特色ある教育を推進します。	実施	継続	学校教育課
人権教育推進事業	様々な人権問題に関する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、偏見や差別を解消するとともに、一人ひとりを大切にするまちづくりを目指します。そのために、次のⅠ～Ⅲの事業を推進します。 Ⅰ　人権教育推進及び啓発に関する事業 Ⅱ　教職員の指導力向上に関する事業 Ⅲ　人権教育の実践に関する事業	実施	継続	学校教育課
本巣市就学指導委員会及び特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、専門家からの意見やアドバイスを参考に保護者との合意形成を図り、適切な教育支援を行っています。	実施	継続	学校教育課
少人数指導の推進	全ての小・中学校において、全校体制で積極的に少人数指導を実施しています。一人ひとりに確かな学力を育むことを目指し、学習状況に即した習熟度別の指導を工夫して行うなど、きめ細かい指導の充実を図っています。教科では、小・中学校とも「算数・数学」が多く、中学校においては「英語」で実施している学校もあります。	実施	継続	学校教育課
園・学校における外国語活動・英語科学習の推進	園及び小・中学校に学級数等に応じてALT（外国語指導助手）を配置し、保育・授業の時間だけでなく、幼児児童生徒がALTに触れる機会（休み時間、掃除時間、給食時間等）を多くし、外国人に対しても臆することなく外国語でコミュニケーションを図ろうとする力を育てています。	実施	継続	学校教育課
本巣市畑中茂樹奨学金交付制度	学力が優秀で、高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により修学が困難な状況にある者に対し、本巣市畑中茂樹奨学金を交付します。	実施	継続	学校教育課
通学補助	＜通学定期に関する補助＞ 小学校：市営バス通学定期全額補助 中学校：樽見鉄道、市営バス通学定期全額補助 根尾地域高校生等通学者：通学定期代2分の1補助 ＜高等学校生徒下宿に関する補助＞ 下宿通学者補助金　3,000 円/月	実施	継続	学校教育課
学習支援員生活支援員の配置	全ての小学校に支援員を配置し、児童生徒の学習支援、生活支援を行っています。小学校では生活を中心に、中学校では学習を中心に支援を行い、児童生徒が仲間と楽しく学校生活を送ったり、集中して授業に臨んだりすることができるよう、支援員自身も研修し指導にあたっています。	実施	継続	学校教育課
生活習慣病予防対策	血液検査やアンケート調査を行い、児童生徒の生活習慣病の現状・課題を把握し、今後の対策等に役立てます。	実施	継続	学校教育課

(2)家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で、家庭や地域における教育力の低下が問題となっています。

本市では、青少年の健全育成のため、家庭教育の機会の提供や、各種イベントの機会を通じた地域住民の交流促進に努めています。

子どもが地域で健やかに育っていくためには、地域全体で子どもを育て、子育て家庭を支えていくという意識の醸成が重要となっており、学校、家庭及び地域の連携のもと、公民館活動や交流事業などの充実を図る必要があります。

施策の方向性

子育て家庭が抱えている悩みや不安、要望は、子どもの特性や発達段階によって様々に異なります。これらを的確にとらえ、必要な対応を可能とするため、学習機会や情報提供の充実を図るとともに、相談体制の整備や子育てサークル活動への支援を行い、家庭や地域の教育力の向上に努めます。また、家庭、学校、地域が連携し、地域における教育力を総合的に高め、地域全体で子どもを育て、子育て家庭を支えていくという意識の醸成を図ります。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
花とほたる祭り	席田・土貴野小学校の児童が育てた花で彩られた会場において、美濃もとす太鼓、中学校の吹奏楽演奏及び地域で活動している団体等によるステージ、ほたる鑑賞、地元団体のバザーを行い、地域住民の交流を図ります。	年1回(6月) 実施 7,000 人の 動員目標	継続	産業 経済課
根尾盆踊り・花火大会	盆踊りや花火大会などを開催し、地域住民の交流を図ります。	年1回(8月) 実施 2,000 人が参加	継続	総務 産業課
織部祭り	地域で活動している団体によるステージイベント、本巣地域各自治会の出店等による各種バザー、もちまき大会、織部にちなんだイベント(お茶会、陶芸作品作り)などにより地域住民の交流を図ります。	年1回(11 月) 実施 6,000 人が参加	継続	産業 経済課
ふれあい サマーフェスタ	真桑文楽、ステージ発表や盆踊り、各種バザーを開催し、市民相互のふれあいを深め地域の活性化を図ります。	年1回(8月) 実施	継続	社会 教育課
家庭教育学級	乳幼児から中学生の子どもを持つ保護者を対象に子どもの教育を行うために必要な知識・態度について学習し、家庭の教育力の向上を図ります。	乳幼児期　9回 市内各保育園、幼児園、幼稚園、小・中学校 20 か所	継続	社会 教育課

3 子育てを支援する生活環境

(1)良好な生活環境の確保

現状と課題

地域において安全・安心で快適な住生活を営むことは、子育て世帯の暮らしの安定につながり、子育てにも好影響を与えます。

今後も、子育てを世帯に対して広くゆとりある快適な住宅を提供することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅を供給するための支援や、子育て家庭がそれぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の供給を促進する必要があります。

施策の方向性

子育て家庭のニーズに対応し、安全で快適に暮らすことができる住宅の供給を促進します。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
市営住宅の提供	勤労者等が低家賃等で住むことが出来る住宅を提供し、子どもの事故防止に配慮した住環境を整備します。	実施	継続	都市計画課

≪その他関連事業≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
市営バス運行事業	市営バス　6路線の運行。料金無料。	実施	継続	総務課
歩道新設整備事業	地域連絡道路の整備と歩道バリアフリー化を行います。	実施	継続	建設課

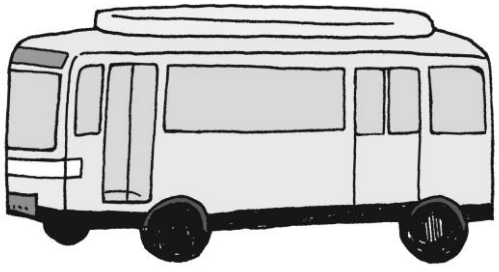

(2)子どもの安全な居場所づくり

現状と課題

子育て家庭が安全・安心な暮らしを送るためには、子どもと子育て中の親の視点に立った環境の整備が必要です。また、家庭や学校だけでなく、地域社会も子どもの生活の場として大切な役割を担っているため、外出しやすい環境の整備や安心して利用できる公園、広場等の施設の整備が必要となっています。

本市では、子育て家庭が安全・安心に暮らしていくための環境整備など、子育て中の親が安心して快適に外出できるまちづくりを進めています。

子どもがのびのびと利用できる場や環境を確保することは、子どもが遊びを通して仲間同士の交流や地域の人々との関わりをもつことにもつながるため、今後も安心して利用できる公園や広場等の整備が必要となっています。

施策の方向性

子どもの居場所の確保とまちへの愛着心を育むため、地域に密着した公園の整備と景観整備を推進するとともに、親子遊びや子育てに関する相談などを行い、子どもの安全で快適な居場所づくりにおけるソフト面、ハード面それぞれの充実に努めます。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
公園整備事業	住民の避難場所及び子どもの遊び場として公園を整備します。	実施	継続	都市計画課
子育て支援センター事業の充実	親子遊び、子育てに関する相談事業を充実します。	年間利用者数（H25 年度） 本巣・根尾　1,781 組 糸貫　1,859 組 真正　2,736 組	拡充	子ども大切課
園庭開放事業（再掲）	未就園児と保護者が園児や保育士、または他のお母さん方と自由交流できる場を提供します。 本巣幼児園・神海幼児園　毎週月曜日／糸貫東幼児園　第2・4火曜日／糸貫西幼児園　第4金曜日／真正幼稚園　第2・4水曜日／真桑保育園　第1・3火曜日／弾正保育園　第2火曜日	本巣　2か所 糸貫　2か所 真正　3か所 （H26 年度）	継続	子ども大切課
しんせいほんの森事業の充実	本の貸し出しをするほか、絵本の読み聞かせやパネルシアター、紙芝居などを実施します。 おはなしひろば　毎週日曜日／おはなしムクムク　毎月第４木曜日／えいごの絵本のおはなし会　毎月第４土曜日	おはなしひろば・おはなしムクムク・えいごの絵本のおはなし会を実施	継続	社会教育課

4 職業生活と家庭生活との両立

(1)父親の子育てや家事への参加

現状と課題

本市では、平成 24 年度に第 2 次本巣市男女共同参画プランを策定し「男女がともに参画し、能力が発揮できるまち」をめざして積極的な取組が進められています。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く残っており、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

今後も、根強い性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女が共同して家庭責任を果たすことの重要性の認識を高め、子育てや家事などに男女共同して取り組む環境づくりを推進することが必要です。

施策の方向性

男性を含めたすべての人が、職業生活と家庭生活のバランスがとれた生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。また、特に男性の職場優先の意識や性別による固定的な役割分担意識に捉われず、男女がともに子育てができるよう、事業主や就業者に対する意識啓発及び環境づくりを促進します。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
育児休業等を取得しやすい環境の整備等	育児休業及び部分休業制度の周知・育児休業等体験等に関する情報提供・育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の醸成	希望者:11 人 育児休業取得者 :9人 部分休業取得者 :2人	継続	秘書 広報課
時間外勤務の縮減	子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知・一斉定時退庁日等の実施・事務の簡素合理化の推進	時間外勤務手当支給額 13,668 千円	継続	秘書 広報課
男女共同参画関連イベントの開催	男女共同参画に関する講演、セミナー、イベント、出前講座等を開催します。	男女共同参画講演 参加者 54 名	継続	企画 財政課
男女共同参画プラン実施・策定業務	男女共同参画社会を実現するために、必要な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、プランの実施、策定を行います(計画期間は5年間)。	平成 24 年度から平成 28 年度を期間とする、第２次本巣市男女共同参画プランを実施	継続	企画 財政課
男女共同参画をテーマとした作品の募集	男女共同参画をテーマとした作品を募集し、作品を通じて意識の啓発を促進します。	応募作品 36 作品	継続	企画 財政課

(2)女性の就業、子育てと仕事の両立の支援

現状と課題

子育て家庭を取り巻く課題の一つとして、父親が仕事を中心とした生活を送ることにより、母親の子育てに対する負担感や孤立感が増加することが上げられます。

本市では、平成 24 年度に第２次本巣市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいます。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く残っており、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

アンケート調査における育児休業の取得状況をみると、母親の 21.7%が育児休暇を取得したのに対し、父親の取得は 1.3%となっており、多くの父親が仕事を優先している現状がうかがえます。

男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を進め、子育てや家事などに男女が共同して取り組む環境づくりに努めるとともに、子育て家庭だけでなく、地域や企業等に対しても子育てに対する意識の向上を図っていくことが必要です。

施策の方向性

男女共同参画の取り組みを通じて、男性の働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発に努めるとともに、地域や企業等の意識の向上を図ります。また、男女共同参画に関するイベントを実施し、意識啓発や地域への情報提供を行い、男女がともに協力して子育てができる環境づくりに努めます。

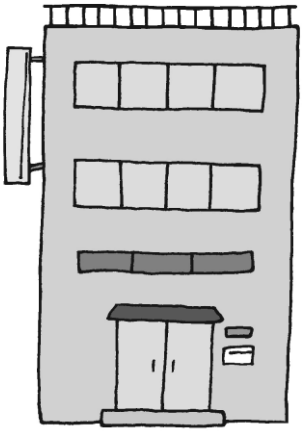

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
育児休業等を取得しやすい環境の整備等 **（再掲）**	育児休業及び部分休業制度の周知・育児休業等体験等に関する情報提供・育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の醸成に取り組みます。	希望者　11 人 育児休業取得者 :9人 部分休業取得者 :2人	継続	秘書 広報課
時間外勤務の縮減 **（再掲）**	子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度を周知し、一斉定時退庁日等の設定や事務の簡素合理化を推進します。	時間外勤務手当支給額 13,668 千円	継続	秘書 広報課
通常保育事業 **（再掲）**	保育必要量に応じた保育サービスを行います。 ※保育時間　午前8時～午後4時まで（保育園） 午前9時～午後5時まで （幼児園保育園部） ※受入年齢　満1歳児～ （糸貫東幼児園保育園部については、満 10 ヵ月～）	本巣　199 名 真正　301 名 糸貫　42 名 根尾　20 名	継続	子ども 大切課
広域保育事業 **（再掲）**	保護者の勤務の都合等により市外保育所への入所希望が増えていることから、広域入所の協議が成立した近隣市町村と相互の受入れを行います。	委託 12 か所 （人数 17 名） 受入　0か所 （人数0名）	継続	子ども 大切課
留守家庭教室 **（再掲）**	昼間、保護者が家庭にいない児童に対し、保護者に代わって児童を預かっています。現在小学校3年生までを対象としていますが、今後設置個所の拡充及び対象年齢の引き上げを行います。また、国から示された「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の居場所づくりに関する事業の一体的な提供を図ります。	本巣　65 人 席田　68 人 土貴野　35 人 一色　39 人 真桑　98 人 弾正　43 人	6 年生まで拡充 (8か所)	子ども 大切課

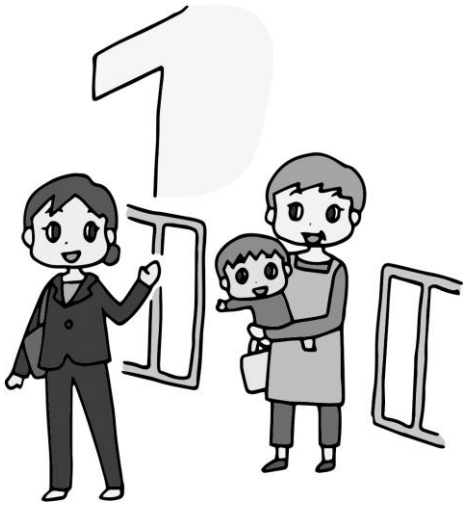

5 子どもの安全の確保

(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

子どもは成長とともに行動範囲が拡大し、交通事故に遭う危険性も増加します。

本市では、関係機関・団体や地域との連携を図り、子どもへの交通安全教育の充実に努めています。

今後も、子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する子ども一人ひとりが正しい交通ルールや交通安全に関する知識を身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、安全教育にあたる職員の指導力の向上や地域における民間の指導者の育成が必要です。

施策の方向性

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、幼児園、学校、地域など、関係する団体との連携、協力体制の強化を図り、交通安全教育を推進します。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
通学路の安全確保	通学路における児童生徒の登下校時の安全を確保するために、関係課と連携し、歩道の整備や注意看板設置等の改善対策を実施します。	実施	継続	学校教育課
チャイルドシートレンタル事業	ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートを２年以内の期間で市民に貸し出します。	実施	継続	総務課
交通安全教室	保育園・幼稚園・幼児園・小・中学校において警察官、交通指導員による横断歩道の渡り方や自転車の正しい乗り方など実践的な交通安全指導を実施します。	実施	継続	総務課
危険箇所調査	市内の危険箇所を関係課と連携し、把握することで子どもの安全確保に努めています。	実施	継続	学校教育課
交通安全啓発用品の支給	小学校への通学時に使用する横断旗等を支給します。	実施	継続	総務課
交通ママさん設置	交通安全に理解と熱意をもつ市民を交通ママさんに委嘱し、交通安全に関する教育、奉仕活動などにより交通事故防止に務め、安全なまちづくりを推進します。小・中学校の通学路においてボランティアによる街頭指導を実施します。	８名以内	継続	総務課
交通安全指導員設置	交通安全に理解と熱意をもつ人を交通安全指導員に委嘱し、交通安全に関する教育、街頭指導、交通安全施設の見回りを行います。	2名	2名	総務課

(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

近年、犯罪の複雑、多様化が進み、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。また、インターネットの急速な普及による情報化の進展により、インターネット上の有害な情報から児童生徒を守る視点も必要となっています。

本市では、児童生徒を犯罪から守るため、子ども 110 番の家の設置を進めています。
今後、地域社会における犯罪抑止機能の低下をふまえ、より一層の地域住民一人ひとりの防犯意識の向上に努めるとともに、地域・学校・警察などの関係機関や団体との連携による自主的な防犯活動の促進が必要です。

施策の方向性

子どもを犯罪などから守るため、子どもと保護者はもとより、地域や社会全体の犯罪被害防止意識の高揚に努めるとともに、地域防犯パトロールを中心とした地域コミュニティの自主活動を支援します。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
防災計画、危機管理マニュアルの改善	安全教育、校内の危機管理体制、地域との連携による危機管理体制の充実を図り、「幼児・児童・生徒の命」「日常生活」「市民からの信頼」を確保する。また、「実効ある学校安全管理マニュアルについて（市教委作成）」を改善し、さらに、各校においては、大災害時の避難所設営における設置訓練を実施するなど安全教育の充実を図る。	実施	継続	学校教育課
子ども 110 番の家	地域内の家庭に「子ども 110 番の家」として、子どもを守る協力依頼をし、子どもが助けを求めてきた際に対応できる体制を整えるなど、子どもを守る活動を実施しています。	各校区で登録し実施	継続	社会教育課
青少年育成事業	青少年の健全育成に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の青少年育成事業を推進します。「青少年育成市民会議」を開催し、少年の主張大会・あいさつ運動・青少年育成地域活動等を実施します。	全体6回 各地域 6～12 回	継続	社会教育課
交通安全指導員設置　（再掲）	交通安全に理解と熱意をもつ人を交通安全指導員に委嘱し、交通安全に関する教育、街頭指導、交通安全施設の見回りを行います。	2名	2名	総務課
生活安全対策監設置	交通安全対策、防犯・防災等の危機管理対策、不当要求に対する迅速な対応など、市民が安全で安心できる対策を強化します。	1名	継続	総務課

６ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組み

(1)児童虐待防止対策の充実

現状と課題

核家族化など様々な社会変化の影響により、人とふれあう機会が減少することで、母親は妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、不安や悩みを抱えることが多くなっています。

子育てについて不安や、親自身の精神的な問題、生活上のストレスなど様々な要因が複雑に絡み合い､わが子の虐待へとつながってしまうケースが大きな問題となっています｡また、発達の遅れがみられる子どもを持つ親に対しては、継続的な相談支援体制を充実させ、カウンセリングや専門機関等を通じて本人及び家庭への支援により、子どもの成長に対する不安を取り除いていくことが必要です。

本市では、虐待の未然防止に対し、関係機関との連携による情報提供や支援内容の把握を行い、積極的なアプローチや相談体制の充実に努めています。

今後も、母親の育児不安や虐待などの問題に早期に対応するため、相談体制の整備をはじめとした総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することが必要です。

施策の方向性

児童虐待を未然に防止し、すべての子どもが健全に成長していくために、子育て疲れや子育て不安を持つ親に対する積極的なアプローチを行うとともに、専門的な相談体制の整備に努めます。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
要保護児童及びDV被害者対策地域協議会	要保護児童の保護、要支援児童や特定妊婦への支援、DV被害者の保護を図ることを目的に、要保護者対策地域協議会代表者会議、実務者会議、ケース検討会議等を開催し、要保護児童等及びDV被害者の実態把握や援助、支援方法等について、関係機関との連携を図りながら協議検討します。	代表者会議1回 実務者会議3回 ケース会議 10 回	継続	子ども大切課
ショートステイ	児童を養育している家庭の保護者が、社会的事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加)又は精神的事由(育児疲れ等)により、一時的に家庭において養育が困難となった場合、又は経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合等に、他市町村の児童福祉施設において当該児童(又は当該母子)を一時的に養育・保護します。	４人×４日	継続	子ども大切課
トワイライトステイ	児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の理由により恒常的に帰宅が夜間にわたる、又は休日等に不在となるため、児童に対する生活指導及び家事の面で困難を生じている場合に、他市町村の児童福祉施設において、一定の期間、当該児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。	実施	継続	子ども大切課
教育相談総括指導員の配置　（再掲）	教育委員会教育センターに配置。市内の教育相談体制を確立し、各教育相談員の指導を含め、スクールカウンセラー事業、就学指導とそれに係る治療チームの運営、スクーリングサポートネットワーク事業、家庭教育学級の講話、総合保育の講師、家庭教育や教育相談に関わる全ての業務を行います。	実施	継続	学校教育課
教育相談員の配置	学校教育課より各小・中学校に派遣。校内教育相談といじめ・不登校の改善と未然防止に努めます。	相談件数 1日平均 11 件 (小中学校)	継続	学校教育課

(2)ひとり親家庭への支援の充実

現状と課題

母子家庭等のひとり親家庭は、経済的・社会的に不安定な状態な場合も多く、子育てにおいても多くの問題を抱えていることがあります。

本市では、ひとり親家庭などに対して児童扶養手当や医療費の支給などの助成といった、経済的支援を行っています。

今後も、ひとり親家庭の保護者に対し、相談指導や社会的自立に必要な情報提供など利用しやすいサービスの提供や各種手当の支給などの経済的支援の充実が必要です。

施策の方向性

ひとり親家庭の子どもの健全な育成のため、ひとり親家庭に対する各種支援策の推進を図り、自立促進のための経済的支援や就労支援、相談事業の充実に努めます。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
母子生活支援施設への入所支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を、その児童の福祉に欠けるところがある場合において、近隣市町村の施設に入所させ、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。	1世帯4人	継続	子ども大切課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。	現状に対応	継続	子ども大切課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立及び生活意欲の助長並びに扶養している児童がいる場合にはその児童の福祉の増進のために、子どもの就学や住宅の新築などに必要な資金を貸し付けします。	現状に対応	継続	子ども大切課
母子家庭等福祉医療費助成事業	母子家庭等の母及び児童の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部（保険診療のうち自己負担分）を助成します。 ※助成対象者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない女子のうち、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童を扶養する者 ②①に扶養される18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童 ③同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの児童 ※所得制限　児童扶養手当準用	512人 （平成26年3月末現在）	継続	市民課

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
父子家庭福祉医療費助成事業	父子家庭の父及び児童の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部（保険診療のうち自己負担分）を助成します。 ※助成対象者 ①母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子のうち、18 歳到達後最初の 3 月 31 日を迎えるまでの児童を扶養する者 ②①に扶養される 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までを迎える児童 ※所得制限　児童扶養手当準用	35 人 （平成 26 年 3月末現在）	継続	市民課
児童扶養手当（再掲）	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ります。	受給者数 （平成 26 年 3月末現在） 228 人	継続	子ども大切課

(3)障がいのある子どもとその家庭への支援の充実

現状と課題

ノーマライゼーションの考え方が浸透する中で、障がいのある子どもや親の積極的な社会参加を促すため、乳幼児期からの一貫した支援体制の充実が求められています。しかし、発達障がいなどについては、障がいに対する理解が不足しており、周囲の知識や理解を深めていくことが重要となっています。

今後も、障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加のために、乳幼児期から成人期までの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した支援体制の充実が必要です。また、障がいを早期発見する施策、障がいのある子どもへの理解や、学校・地域での受け入れ体制など個人から地域までの全体を通じた障がい児施策の充実が必要です。

施策の方向性

障がいのある子どもの社会参加を支援し、乳幼児期からの一貫した支援体制づくりを進めるとともに、障がいに対する市民の理解の促進を図ります。また、障がいのある子どもを持つ家庭に対する相談事業や必要な経済的支援の充実に努めます。

≪ 具 体 事 業 一 覧 ≫

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
特別支援教育育成事業	市の補助金を活用して、障がいのある子どもに必要な支援を実施したり、きめ細かい指導に資する教材等を購入したりしています。	実施	継続	学校教育課
要保護、準要保護児童生徒援助費	経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等就学のための援助を行います。 算定の基準を下げ、入学説明会等において、児童生徒の保護者に広く周知することで、本来支給対象となる保護者の経済的負担を軽減することを目指します。	実施	拡充	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、奨励費を支給します。また平成 19 年度より、通級指導教室に通い、基準距離を超える児童生徒の保護者に対し、通級費用の一部を支給します。	実施	継続	学校教育課
重度心身障害者福祉医療費助成事業	重度心身障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部（保険診療のうち自己負担分）を助成します。 ※助成対象者 ①身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている者 ②療育手帳（A1・A2・B1）の交付を受けている者 ③戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）の交付を受けている者で、身体障害者手帳4級の交付を受けている者 ④精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）の交付を受けている者 ※所得制限　特別児童扶養手当準用	1,157 人 (平成 26 年 3月末現在) ※成人含む	継続	市民課

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
身体障害者・療育・精神保健福祉手帳制度	「障がい者（児）が各種福祉サービスを利用しやすくするために交付される手帳」。 【実施者】県手帳を発行【手帳に基づく援護】 ・重度心身障害者（児）医療費助成事業 ・NHKの受信料の免除 ・自動車税の減免 ・JR、私鉄、バス、タクシーの運賃割引 ・所得税、住民税の所得控除の適用 ・有料道路の割引他	18 歳未満の手帳所持者数（平成 26 年 3月末現在） 身体 41 人 療育 83 人 精神　3人	継続	福祉敬愛課
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	障がい児（者）がその有する能力を活用し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行います。 ○障害福祉サービス ・介護給付（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援 ・訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助） ○地域生活支援事業 ・移動支援 ・日中一時支援	18 歳未満の支給決定者数（平成 26 年 3月末現在） 19 人 移動支援 23 人 日中一時支援 26 人	継続	福祉敬愛課
児童福祉法に基づく事業	・放課後等デイサービス ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	114 人	新規	福祉敬愛課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する 20 歳未満の児童を監護又は養育している父母又は養育者 【手当額】対象児1人につき 1級　月額 49,900 円 2級　月額 33,230 円	実施	継続	福祉敬愛課
障害児福祉手当	精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を要する 20 歳未満の障がい者（児） 【手当額】月額 14,140 円	実施	継続	福祉敬愛課
重度身体障がい者介助用自動車購入、改造費用の助成	車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付き等に改造又は購入する場合、次の範囲内で助成します。 【補助基準額】24 万円を限度	実施	継続	福祉敬愛課
留守家庭教室（再掲）	昼間、保護者が家庭にいない児童に対し、保護者に代わって児童を預かっています。現在小学校3年生までを対象としていますが、今後設置個所の拡充及び対象年齢の引き上げを行います。また、国から示された「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の居場所づくりに関する事業の一体的な提供を図ります。	本巣　65 人 席田　68 人 土貴野　35 人 一色　39 人 真桑　98 人 弾正　43 人	6 年生まで拡充（8か所）	子ども大切課
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、自立や社会参加に向けた一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導や支援を行います。	実施	継続	学校教育課
教育相談員の配置（再掲）	学校教育課より各小・中学校に派遣。校内教育相談といじめ・不登校の未然防止に努めます。	相談件数 1日平均 11 件（小中学校）	継続	学校教育課
補装具費支給制度	義肢、装具、車いす等障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期的にわたり継続して使用されるもの等の費用を支給します。	実施	継続	福祉敬愛課

事業名	事業内容	現状	目標	担当課
地域療育システムの構築	本巣市障がい者地域自立支援協議会と本巣市特別支援教育連携協議会が連携を図り、乳幼児期から成人期まで一貫した発達障がい児（者）等の支援体制を推進し、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者による連絡会議を設置します。	実施	継続	福祉敬愛課 子ども大切課 健康増進課 学校教育課

第６章　推進体制

１　市民及び関係団体等との連携による推進

本計画の推進にあたっては、幼児期の教育・保育等、子ども・子育て支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。また、計画の広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取組を支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

２　計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、子ども・子育て会議において、「ＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。

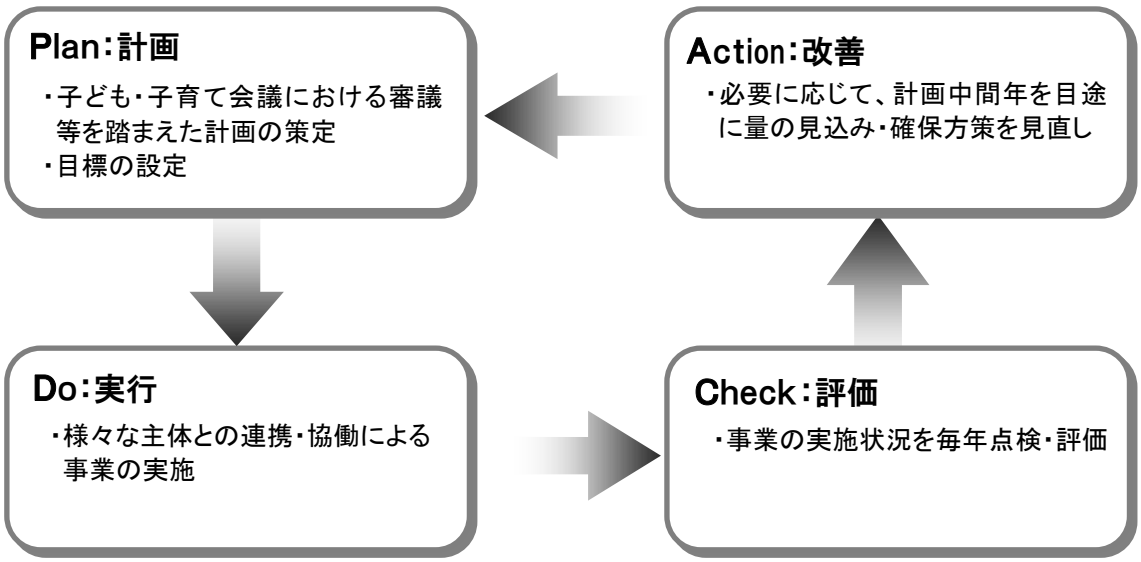

資　料　編

1　本巣市子ども･子育て会議条例

○本巣市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 9 日
条例第 30 号

（設置）

第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、本巣市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条　子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第 3 条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(2)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(3)　子どもの保護者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　その他市長が必要と認める者

（任期等）

第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 7 条　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若し

くは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども大切課において処理する。

（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

（本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3　本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年本巣市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 本巣市子ども･子育て会議 委員名簿

区　　分	所 属 等	氏　　名	備　考
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	市立幼稚園長代表	成瀬　節子	真正幼稚園長
	市立幼児園長代表	佐藤 菜穂美	糸貫東幼児園長
	市立保育園長代表	渡邉　綾子	真桑保育園長
	主任児童委員代表	大島 つぎゑ	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	大学等の識者	西垣　吉之（会長）	中部学院大学教授
	市立小学校長代表	清水　久司	小学校長会長 （土貴野小学校長）
子どもの保護者	市立幼稚園保護者代表	仙石　良子	真正幼稚園 ＰＴＡ会長
	市立幼児園保護者代表	森　　隆	糸貫東幼児園 ＰＴＡ会長
	市立保育園保護者代表	福田　順子	真桑保育園 保護者会長
関係行政機関の職員	学校教育課長	林　　則安	
	健康福祉部長	林　　正男	
	健康増進課長	新村 津代子	
その他市長が必要と認める者	市議会議員	舩渡　洋子(副会長)	

（敬称略）

任期：平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

3 策定経過

時 期	内容
平成 25 年 12 月 16 日	平成 25 年度　第１回子ども・子育て会議
平成 25 年 12 月 20 日 ～平成 26 年１月６日	アンケート調査の実施
平成 26 年３月 19 日	平成 25 年度　第２回子ども・子育て会議
平成 26 年７月 14 日	平成 26 年度　第１回子ども・子育て会議
平成 26 年８月 29 日	平成 26 年度　第２回子ども・子育て会議
平成 26 年９月 29 日	平成 26 年度　第３回子ども・子育て会議

4 用語解説

あ行

育児休業

働いている人が、対象となる子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は１歳６か月）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休暇のこと。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。

一時預かり事業

保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れなどの理由により、保育所を利用していない子どもの保育が困難になった時に、一時的に子どもを預かる事。

延長保育事業

11 時間を超えて保育所を開所し、長時間の保育ニーズに対応する事業。

ＮＰＯ

「Nonprofit Organization」の略で「民間非営利組織」と訳す。政府や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う組織や団体のこと。

か行

家庭的保育

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象とする保育。

教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育園のこと。幼児園もこれに該当する。

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値です。この数値が、おおむね 2.08 を下回ると、将来、人口が減少すると言われている。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年８月に制定された子ども・子育て関連３法に基づく制度のこと。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充が図られる。

さ行

事業所内保育
主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行うもの。

小規模保育
主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員６～19 人）を対にきめ細かな保育を行うもの。

ショートステイ事業
保護者の疾病、出産、冠婚葬祭や育児不安などにより家庭において養育を受けることが困難となった子どもを一時的に児童養護施設などにおいて預かる事業。

た行

地域型保育事業
少人数の単位で、主に満３歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の４つがある。

地域子ども・子育て支援事業
子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

トワイライトステイ
育児疲れ・育児不安、親の介護や仕事等の理由により、家庭において養育が困難となった児童について、社会福祉法人松葉の園が運営する専用施設で必要な養育を行う事業。

な行

認定こども園
保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設で、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「０～５歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

病児・病後児保育事業

病中、病後の子どもを一時的に小児科併設施設などにおいて預かり、子育てと仕事などの両立をサポートする事業。

ファミリー・サポート・センター事業

子育てを助けてほしい人の要望に応じて、子育ての手伝いができる人を紹介し、一時的に子どもを預かる事業。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

小学校低学年児童を対象に、保護者の就労、疾病等の場合、家庭に代わる放課後の生活の拠点として、子どもに安心と安らぎを与える保護的機能と、集団生活を通じた子どもの発達促進を目的とした事業。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

本巣市子ども・子育て支援事業計画
発　行：平成 27 年 3 月
編集：本巣市　健康福祉部　子ども大切課
〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑 1000 番地（真正分庁舎）
ＴＥＬ：058-323-7753　ＦＡＸ：058-323-1445